

1. 平成28年第4回郡上市議会定例会議事日程（第3日）

平成28年9月15日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	三島一貴	2番	森藤文男
3番	原喜与美	4番	野田勝彦
5番	山川直保	6番	田中康久
7番	森喜人	8番	田代はつ江
9番	兼山悌孝	10番	山田忠平
11番	古川文雄	12番	清水正照
13番	上田謙市	14番	武藤忠樹
15番	尾村忠雄	16番	渡辺友三
17番	清水敏夫	18番	美谷添生

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置敏明	副市長	青木修
教育長	石田誠	理事兼総務部長	田中義久
市長公室長	三島哲也	健康福祉部長	羽田野博徳
農林水産部長	下平典良	商工観光部長	福手均
建設部長	古川甲子夫	環境水道部長	平澤克典
教育次長	細川竜弥	会計管理者	乾松幸
消防長	川島和美	郡上市民病院 事務局長	尾藤康春
国保白鳥病院 事務局長	藤代求	郡上市 代表監査委員	大坪博之

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	長岡文男	議会事務局 議会総務課 課長補佐	加藤光俊
議会事務局 議会総務課長	古川義幸	議会事務局 議会総務課主査	武藤淳

### ◎開議の宣告

○議長（渡辺友三君） おはようございます。議員各位には連日の出務、御苦労さまでございます。  
ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、お願いをいたします。

（午前 9時30分）

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（渡辺友三君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議規則88条の規定により、会議録署名議員には6番 田中康久君、7番 森喜人君を指名いたします。

---

### ◎一般質問

○議長（渡辺友三君） 日程2、一般質問を行います。  
質問につきましては、通告に従いましてお願いをいたします。  
なお、質問の順序はあらかじめ抽せんにて決定いたしております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いをいたします。答弁につきましては、要領よくお答えいただきますようお願いをいたします。

---

### ◇ 森 藤 文 男 君

○議長（渡辺友三君） それでは、2番 森藤文男君の質問を許可いたします。

2番 森藤文男君。

○2番（森藤文男君） 皆さん、おはようございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問をいたします。

けさ、たくさんの先輩議員の方から、1番やなあと言われまして、大変プレッシャーを受け、緊張しておりますが、頑張って質問をいたしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

質問の内容としましては、3点ほどでございます。地域社会、企業と学校教育のかかわりについて、2つ目が子ども・子育て環境整備について、3つ目にふるさと寄附についてでございます。

最初に、地域社会、企業と学校教育のかかわりについて質問をさせていただきます。

小中学校の進路指導は、具体的にどのような計画に基づいて実地されているか。職場見学、職場体験学習の現状もあわせて教育長に伺いたいたのですが、これは、将来的なビジョンで考えたときに、人口減少による人材不足が課題となります。郡上市におかれましても、人口ビジョンの中で、2060年、平成の72年、総人口を2万7,000人程度にする中期展望としましては、2040年、平成52年に総

人口3万2,000というふうな人口の将来展望をされております。

こういった中、人材が地域に定着し、流出するのを防ぐために、一人でもやっぱり郡上にたくさんの方が残りっていうふうな思いがありますので、直ちにそういった対策を打つ必要があると思います。

地域社会、地域企業とさらなる連携を図り、小中教育における職場見学、職場体験で進路指導を推進することも望ましいと思います。

後で高校、高等学校のことも触れますが、小中高の教育の一環の中で、一連の流れとしてそういったことが構築できることが望ましいと考えますが、教育長、どのようにお考えであるか伺いたいので、よろしく願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 教育長 石田誠君。

○教育長（石田 誠君） それでは、森藤議員の質問にお答えします。

最初に、小中学校の進路指導についてでございますが、郡上市では、進路指導の重点を、自己の生き方を考え、主体的に進路を選択できる能力や態度を育てるとし、小中学校が連携して、社会的・職業的な自立の基盤となる能力を育てるキャリア教育の推進ができるよう、指導計画の工夫改善を行っておりますし、日常活動においても、一人一人が自分のよさや持ち味を自覚し、夢や希望を持って主体的にみずからの目標に向かって努力するよう、その原動力となる夢づくりや生き方見つけにも力を入れております。

具体的には、郡上市の小中学校教育の方針と重点の中に、3つの大切活動を位置づけております。日常的にコミュニケーション能力が育つように、1つは挨拶、2つ目に言葉、これらとともに3つ目の大切活動として、働くことを位置づけております。

学校での活動では、掃除また行事等で、会場の準備や後片づけに積極的に取り組むことに力を入れ、さらに、こうした力が、学校を離れても地域や家庭で発揮できるよう、主体的なボランティア活動へとつながるように働きかけをしておりますし、学校行事、生徒会活動の集団活動においても、今の時期でいきますと、運動会や体育祭の行事においても、集団や個人の目指す姿を明らかにして、それを振り返る中で、リーダーの頑張った姿だけでなく、それを支える人たちが自分の役割を精いっぱい果たすことによって、チームの成果がある、それらのことを話し合いや学級通信、掲示物等で位置づけております。

次に、体験活動についてでございますが、職場見学や体験については、小学校では野菜や米づくりなどを通して、働く人の思いや苦労を体験的に学んだり、総合的な学習の中で、いろいろな名人と呼ばれる地域の方を講師として学校にお招きし、名人の技とともに、講師が描いてみえる夢や生き方について学んでおりますし、教科の授業の中では、警察署や消防署、ごみ処理場などの身近な施設を訪問し、地域の安全や自然確保のために働いている方々の姿や社会貢献について話を聞くこ

とで、働いている人の使命感やプロの意識について学んでおります。

中学校においては、全中学校の2年生が、勤労体験学習を実施しております。地元にある職業、それから将来つきたい職業を体験させるだけでなく、子どもたちに仕事の大切さや働く厳しさを体験できるよう、地元の企業に協力をいただいて、基本的に3日間の体験を実施しております。

また、体験活動を行う前に、先輩やハローワークの職員からアドバイスをもらって、基本的な生活習慣である挨拶、身だしなみ、時間を守ることなど、みずからを見つめ直す機会としております。

各中学校においては、例えば八幡中学校においては、44件の事業所に協力をいただいております。小さな学校については、1人で体験ができるように、大きな学校については、2名から3名の方が体験ができるように考えて動いております。

勤労体験学習の成果としては、継続的に行うことによって、事業所の方が学校の意図を酌み取っていただき、いろいろな改善をしていただいて、充実した体験ができるようになってきていること、また、配慮を必要とする生徒への対応も適切にいただいていることです。

さらに、事前に先輩やハローワークの先生方の話を聞くことによって、目的意識を持って行く生徒がふえていること、さらに、体験が終わった後、3年生になって福祉ボランティア等に応募する生徒もふえてきましたし、体験を通して、自分がふだんやっている挨拶、言葉遣い等は、いつでもどこでも一人でもできるかどうかという、見つめ直すきっかけとなっております。

課題としては、体験を通して、受け入れる施設の関係で、本人の希望がかなえられないことがあったり、また、勤労の厳しい面を体験させたいという思いはありますが、安全面や資格等に制限があって、お話を聞く場面だけになることもあると思います。

また、林業や農業についても体験をさせたいところですが、専業農家が少なく、開催時期や天候によって活動がなくなることもあるため、開催できないという実態があります。

また、先ほど、議員から御指摘があったように、定着については、郡上学の関連させた郡上で起業された方々のお話を聞くことや、郡上の魅力を出してみえる、ここに準備しましたが、郡上市の商工会等が出されているGOOD JOBのメンバーの方に学校へ行っていただいて、郡上の働くことの魅力等を語っていただいております。

こうしたことで、郡上の市内の中学生8割が市内の高校に進学し、その2つの高校のほぼ100%が郡上で育った生徒であることから、小中高が連携を一層密にし、さらに地域の企業やまちおこしの組織と連携を一層充実することによって、IターンまたはUターンの子どもたちがふえ、定着がふえることを期待しているところです。

以上でございます。

(2番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 森藤文男君。

○2番（森藤文男君） ありがとうございます。本当に地域に密着をして、本当に1人でも2人でも郡上の地に、またIターン、Uターンということで戻ってきて、根づいてほしいという思いが、教育の中にも組み込まれているということで、大変安心しております。

次にですけども、今度は高等学校についてなんですけど、高等学校のインターンシップの現状について成果が出ているのか、ちょっと疑問を持ちます。インターンシップそのものを否定しているわけではないんですが、その内容についてちょっと疑問に思うところがあります。

ということで、私、実は先日、インターンシップのあり方について、先般、郡上市内の企業で、岐阜第一高校というところがあるんですが、この岐阜第一高校は、議長の許可を得まして、教育長のほうには資料をお配りしてるんですが、岐阜第一高校なんですけど、これは、教育の一環の中で、カイゼンの実習というのがプログラムに入っております。こういったことを郡上市の企業にちょっとお手伝いをしていただきまして、取り組んでみました。

これは、高校生がトヨタ生産方式のノウハウを学び、現場で実習するっていうことは、ほかに例がない画期的なプログラムであると考えます。こういったことに取り組んでもらいたいという思いもありまして、これは、8月の18、19、20の3日間にわたってやりました。岐阜第一高校の生徒が、24名ほど郡上に来ていただいて、郡上の企業さんの現場を提供していただいて、その企業さんは、そのカイゼンについて、現状打破について非常に興味をお持ちで、積極的につていう思いがありましたので、ちょうどまいぐあいマッチングしました。

これは、やはり午前中は、初日、特別講義ということで、座学、働くとは、生きるとは、そして社会人になるということとはということの中で、必要な知識を学ぶということです。午後からは、モチベーションアップトレーニング。

ちょっと遠くて恐縮なんですけど、座学をまずやりまして、それから、モチベーションアップトレーニング、これは、基本的な挨拶です。礼儀、態度、挨拶というのをここで培うということです。それで、翌日は現場のほうに赴いていただいて、現場の中で説明をいただきます。こうふうな工程で、こういう作業をしますということで、その中で、現場の中にある、まず無駄を発見する。これは、本来ですと高校生、今の社会人の基礎力ということで、課題発見能力、そして、それを解決する課題解決能力というのが、すごくよく言われてるところですので、こういったところでもまず説明を受けます。こういったポイントでちょっと改善してみようということで。あとは、もう生徒たちがこういうふうにして、いろいろと考えて改善を進めます。

夜も、一応翌日に成果を発表しないといけないので、成果発表をみんなでまとめて、それから練習もします。そうやって、翌日に成果を発表したのを、社長さんたちの前で、こうやって発表します。最後には、みんなで記念撮影を撮ってと、そういうふうな一連の流れです。

このことに関しては、行政のほうでも、本当にお忙しいところを、青木副市長さんにもおいでいた

いただきました。開会式に、本当にお忙しいところにおいでいただきましたし、現場を改善してるときにも、商工観光部長の福手部長、田代さん、田中さん、閉会式には、商工観光部のほうの直井次長にも、本当にお忙しい中を来ていただきました。ありがとうございました。

何とか、本当に産官学の皆さんを巻き込んで、何とかこういった事業ができないかなということでも、一つ取り組んでみたんですけども、これは、議長さんのほうにも、一応こういう思いでやりますということで、一応御報告をして、こういったことをやらさせていただきました。

こういった流れで、一度やってみたんですが、高校生のインターンシップの現状について、また、これは、成果を、今ある現状のインターンシップのやっておられる成果を学校側、生徒と、あと企業側からはどういうふうな現状なのか、それを伺いたい。

それとまた、小中学校との連携、関連はあるのか、これがやはり、先ほど申しましたように、小中校、一連の流れの中で、そういったことが、人口減少とか地域活性について取り組みたいというのがありますので、そこら辺を踏まえてちょっと御答弁いただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 教育長 石田誠君。

○教育長（石田 誠君） 森藤議員に、インターンシップの資料、さらにみずからの実践の資料を提供いただいたことに感謝申し上げます。

高校のインターンシップについては、所管とするところが違うこともありまして、各学校に聞き取りをしまして、その現状について調査をしましたので、その報告を最初にさせていただきます。

郡上高校においては、食品流通や森林科学について、2年生の約80名が3日間、市内の40の事業所でインターンシップを実施しているということです。普通科や総合科については、進学希望者も多いことから、インターンシップ希望者約30名が保育所や病院等で1日の実践をして、その終了後にレポート等を提出して、報告会を行っているということでした。

また、郡上北高校においては、2年生の全員約100名が、2日間、市内の39の事業所にインターンシップを実施し、就職を希望している生徒が非常に多いことから、進路の情報収集にも兼ねて、大変意欲的に取り組んでいるということです。

それぞれ地域の平成22年から受け入れ事業所を開拓し、現在、高鷲で3件、白鳥で24件、大和で4件、八幡で6件、美並で2件の事業所でインターンシップをやる機会をつくっていただいているということです。

それぞれ感想については、礼儀作法の大切さや、それから働くことの意味については理解をしておるようですが、議員が心配されていることについては、市内の8割の中学生が地元の高校に進学し、生徒は母校やふるさとへの、郡上に対する愛着は持っていることが、そういう生徒が育ってきているけれど、大学や専門学校への進学を希望する生徒が多いことや、ふるさとを離れた生活

に挑戦したいという希望を持っている生徒も多くて、地元でのインターンシップが、地元への就職については、今後の追跡をしてみないとわからないというような御回答をいただいております。

今後、小中とのかかわりについては、それらの進学した大学への地元企業のPRや、それから、それらの強化、それからインターンシップの実施によって、それぞれの企業で体験されたその感想とか、それから、起業してみえる方々の、働いている郡上の魅力について、先ほど言いましたような商工会等のPRを一層、小中学校についても実践していくことで、インターンシップの目的を達成できたらなと思っております。

以上です。

(2番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 2番 森藤文男君。

○2番(森藤文男君) 御答弁いただきました。現状はよくわかりましたが、やはり本格的に社会に出て、企業さんに出た場合に、やはり、私は一つのトヨタ生産方式という、本当に確立されたそういったノウハウを現場で実践する、これが課題発見能力、あるいは課題解決能力にかなり有効な手段だと思いますので、ぜひ、その実践的な取り組みを今後はやっぱりしていただきたいなというふうに感じております。

教育長に対しては以上の質問でございますが、引き続き商工観光部のほうに、福手部長さんのほうにも御質問いたしますが、このような取り組みを今説明させていただきました。岐阜第一高校ということで、部長さんにも本当に、開会式の一部だけですが、お忙しいところも来ていただきましたが、地方創生インターンシップ事業というものがあります。

この地方創生インターンシップ事業というのは、まち・ひと・しごと創生基本方針の2016、平成28年の6月2日に、これ、閣議決定されたもので、こういったことで提言しているとおり、政府として地方創生インターンシップ事業を推進していくことになった。このことを受けて、これ、東京圏在住の地方出身学生の地方還流や、地元在住学生の地方定着を促進するため、地方創生の交付金等を活用して、地方、地元企業でのインターンシップの実地等を支援する取り組みを産官学でというふうなことでありますが、今、こういった取り組みをしたことが、まさに産官学で取り組むというふうなことだと思いますが、こういったことで地域就職の動機づけを与えたり、地域企業で働くことの魅力発見、人材不足の解消の一手になるのではないかなというふうに思っておりますが、郡上市としては、こういった交付金が出るというふうにして、私は、いろいろ問い合わせをして、確認もさせてもらってるところなんですけど、こういったような取り組みを郡上市としても取り組むようなお考えはあるかどうか、ちょっとお聞きしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長(渡辺友三君) 答弁を求めます。

商工観光部長 福手均君。

○商工観光部長（福手 均君） 商工観光部長としてお答えを申し上げます。

今ほど御紹介ありました8月のカイゼンの取り組み、私も現場のほうへ行かせていただきまして、大変素晴らしい取り組みで、いわゆる高校生がテーマの改善のために自分たちで取り組む姿勢ですとか、あるいは、大きな声で挨拶をする姿には大変感銘を受けました。大変素晴らしい取り組みをありがとうございました。

今御質問の件でございますけれども、市としていわゆるインターンシップ事業等々を取り組めるかということは、今後の検討としたいと思っておりますけれども、ただ、一つは高校でのインターンシップといますのは、各学校ごとの裁量で決定するものでありまして、また県立高校ということもございまして、郡上市としてカイゼン研修をプラスしたインターンシップを高校に提案しても、なかなか調整が大変ところがあるかというふうに思っております。

ただ、市としましては、現在、郡上市雇用対策協議会という組織を持ちまして、この組織を通じて郡上高校、あるいは郡上北高校の両高校と連携しまして、郡上未来塾という高校生対象の就職支援を実施しております。日ごろから先生方とも密に連絡を取り合ひましてやっておりますので、郡上市雇用対策協議会の事業として提案するという事は可能というふうに思っております。

例えば、幾つかの選択肢の一つとしまして、カイゼン研修をプラスした研修を高校に対して御提案申し上げて、高校のほうがやってみましょうという御了解を得られれば、ぜひ、この事業として実施を検討したいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

（2番議員挙手）

○議長（渡辺友三君） 森藤文男君。

○2番（森藤文男君） 今、前向きな御答弁をいただきました。先ほども、この中でモチベーションアップトレーニングとかって紹介させてもらったんですが、ぜひ、こういった取り組みを郡上高校、郡上北高校、岐阜第一高校さんのほうに出向いてでも、こちらに来ていただいてもいいんですけども、一緒になって交流してやるっていうような取り組みも、ある意味ちょっと違う切り口でいいのかなというふうにして考えております。ありがとうございました。

続きまして、子ども・子育て環境整備について御質問をいたします。

私は、前回の質問で、公園の環境整備の進捗等ということで、いろいろとお話をさせていただきました。安全面とか衛生面で、ちょっと疑問を呈するところが、場所、箇所についてどのように確認、評価の上で対応されたか、ちょっと伺いたいんですが、適正な情報を提供しますというふうにして言われましたので、この適正な情報っていうのは、これ、非常にいい本ですが、これ「わわわ」っていう安心子育てガイドブックというふうには、これあるんですけど、非常に参考になる資料がございます。この中で、表記の間違いとかっていうふうなのがございました。

6月終わった後に、古川建設部長さんのほうからも、私、東京のほうに視察に行ってきたので、

その写真とか、あと郡上市の公園の写真も数多く撮りましたので、お声かえいただきまして、御提出をさせていただきました。

羽田野健康福祉部長さんのほうからも、東京の江戸川区のほうに視察に行ってきたときの資料を見せてくださいってということで、非常にそういった言葉をおかけいただいたので、非常にうれしく感じましたが、こういったことが必ず反映できているのかなというところで、御質問をしたいと思えます。

公園の環境整備のその後の進捗と、適正な情報の提供が今現在行われているのか、行われたかちょっとお伺いしたいので、よろしく願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） お答えをいたします。

ただいま議員から御指摘のございました安心子育てガイドブック、こちらになりますけれども、こちらのほうに掲載をしている親子の遊び場であるとか、憩いの場となる市内の31カ所の公園をこの小冊子のほうで紹介をさせていただいておりますけれども、この設備のいわゆる遊具、備品、それから設備、そんなところにつきましては、早速所管であります建設部また振興事務所のほうで、現地の確認を行ったところであります。

そして、定期で実施をしております非破壊安全検査、そして保守点検結果、こういった結果に基づきまして、実績では滑り台、ジャングルジム、そして、木製部分等の修繕を10カ所、水道の蛇口であるとかトイレのドアノブの取りかえ、水場の清掃、こんなところについては2カ所既に完了をしたところであります。

このほかの設備等につきましては、遊具の修繕が3カ所、築山の穴埋め修繕1カ所、園内に水路がある公園もございまして、そういったところの修繕1カ所を10月中に。トイレの改修1カ所、フェンス設置1カ所につきましては、年内中の施工というところで、今、計画をし、準備を進めているところであります。

また、公園内のインターロッキング、栈橋撤去等、比較的規模の大きな箇所につきましては、施工方法等の検討を行いまして、早い時期における改修を進めていきたいというふうに考えております。

また、ガイドブックに掲載をしている公園の遊具、設備の記述の御指摘でございますけれども、今ほど申しました現地確認を踏まえまして、既に公式のホームページの情報につきましては、修正をさせていただいたところでございますし、紙媒体で提供をしております、いわゆるこのガイドブックの更新版につきましては、ほぼ改訂作業を終えておりますので、来月、10月からは最新の情報をもって、母子健康手帳の発行時であるとか、出生届等、そういったところを提出された方に対し

て配付をしていきたいというふうに思っております。

さらに、今年度、新規の事業として予算化しておりますスマートフォン対応の子育て応援サイトでございますが、この事業につきましては、既に専門業者との業務委託契約を終えておりますので、早期の立ち会いに向けて、今、調整作業を進めさせていただいてるところでございますので、よろしく願いをいたします。

(2番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 森藤文男君。

○2番(森藤文男君) ありがとうございます。よく私、物事の管理を行う際に、PDCAの管理のサイクルを回すというふうにして言うんですが、えてしてこの管理のサイクルがなかなか回らない。計画して実行しますけども、なかなかそのCの部分、Cの分が行かないから、Aまで行かずにサイクルが回らないということですが、今回、こういうことをお聞きしましたので、御答弁いただきましたので、これで一定の一区切りとしてターニングサイクルが回って、一つの物事が完結するのかなというふうにして思いますので、ありがとうございます。

やはり郡上は自然が多いので、山も川も田んぼもいろいろありますけども、こういった公園といったところは、やっぱり、前回も言わせていただいたんですが、憩いの場、本当に子どもから、本当にお年寄りまでの憩いの場であるというふうにして考えておりますので、そこら辺の整備も今後とも進めていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

それでは、最後の質問になります。ふるさと寄附についてでございます。

ふるさと納税が、非常に自治体の中で競争する中、郡上市のふるさと寄附というのは、今後、どのような取り組みをしていくのかということをお伺いしたいと思います。

いろいろと新聞紙上でも話題にはなっている、このふるさと寄附のことでございますが、県内でも美濃加茂市、新聞で見られた方、たくさんみえると思いますけども、美濃加茂市というのは返礼品にベルメゾン、これは、通信販売の大手が運営するブランドで、ベルメゾンというのがあるんですが、ここの買物券を加えとか、あるいは関では匠シリーズ、あともう一つ多治見市ですけども、多治見市でも本当に大幅な拡充をとということで、ここで、これは多治見市の市長さんの、ここに言葉が入ってるんですが、自治体間の競争に負けるわけにはいかない、待ちの姿勢から攻めの姿勢に転じ、流出分を取り戻したいというふうな発言もございますが、こういったことで、非常に競争化してる中で、やっぱり郡上市はどのように今後取り組まれるのか。一旦距離を置いてとか、節度ということもありますが、そういった取り組みはどうなのかなということをお伺いしたいんですが、取り組まれるという、これは、27年度から郡上市も返礼品を返すというようなことで取り組まれてみえますが、そういった返礼品も非常に大事なことだと思いますが、返礼品をとということであれば、やはり郡上の特色、やはり自然というものが非常にありますし、世界農業遺産認定を受

けて、清流長良川の鮎ということも非常にあります。あと、郡上おどり、白鳥おどり、また、大和では古今伝授の里、和歌等、いろいろと郡上らしさがあります。

ふるさとのさとので、夏に鮎かけして、夜になったら郡上おどり、白鳥おどりをやって、民泊して、夜、スイカ食って、花火してというふうな、そういった、物でなくて、体験というような、そういったことも非常にふるさとらしいなということで、いいのかなとは思っています。そこら辺、含めて郡上市の今後の取り組み方をお伺いしたいので、よろしく願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長公室長 三島哲也君。

○市長公室長（三島哲也君） それでは、ふるさと寄附の他市の競争に追随して拡充していくのか、あるいは、郡上市らしさに特化したものをプランしてはどうかというようなことでございましたけど、まず、昨年度の状況でございますけど、寄附金の合計は817万5,000円で、県下では23位でございました。これは、県も入れてでございます。

今年度でございますけど、昨年度から始めた返礼品についてですけど、また少し見直しを行いまして、返礼品を送る金額による区分を4区分から6区分ということで、より細かくしまして、それに対応するお礼の品を新設しました。

その結果でございますけど、9月5日現在を見ますと、昨年同日と比較してでございますけど、寄附件数では52件増加して84件となっております。寄附金額では、1,098万7,000円増加して1,307万5,000円ということになってます。

ただし、今年度につきましては、1,000万円の大口というのをいただいておりますので、その影響が大きかったのではないかとというふうに思います。

しかしながら、この1,000万円を除いたとしましても、寄附件数では51件、それから寄附金額でも98万7,000円程度ということの増になつとる、こういった状況でございます。

また、この背景には、インターネットを使った寄附の申し込み、受け付け、そういった制度を入れたということも、大きな要因になっておるのではないかとというふうに考えております。

そこで、郡上市の返礼品でございますけど、1万円以上から3万円未満の寄附をいただいた方には、3,000円相当の品を一品お返ししております。

また、3万円以上5万円未満の寄附をいただいた方には、5,000円相当の品を1点。

5万円以上、10万円以上の寄附をいただいた方には、約8,000円相当な物を1点。

それから、10万円以上30万円未満の方については、1万円相当のお礼を1点返しております。30万円以上の寄附をいただいた方には、1万円相当の品を3点送付しとるということでございます。

これを見ますと、郡上市については寄附金額の1割以下を返礼品として返してるといような状況でございます。

それに対しまして、全国のところに対する、寄附金額に対する返礼品の割合でございますけど、4割相当が使われとるという現状がございます。こうした全国の状況ではございますけど、ふるさと寄附の本来の目的ということを考えますと、お礼の品の豪華さをもって他市と競い合うということに参加するということは、多少問題があるんじゃないかというふうに考えております。

それよりも、郡上市を心から応援していただけるような方を一人でも多く獲得していくというのが本来の目的ではないかということを考えております。

しかしながら、現状を見てみますと、今、こうした制度が浸透することによりまして、郡上市から他の市へやはり寄附をされてる方、そういったことも現実でございますので、そういったところについても考えていく必要があるかということを考えますと、議員から御指摘がありました郡上らしさ、そういったものを返礼として入れるということについては、非常に効果的であろうかと思えます。

そういうことでございますので、特に豪華な品をこれから返すと、そういった返礼品として用いるということではなくて、郡上市を少しでも応援したいという人をふやしていくためには、やはり郡上らしさでありますので、自然でありますとか、伝統、観光資源、それから特産品、そういったものが多々ありますので、そういったものをこれから返礼品として取り組みまして、徐々にこういったものをふやして行って、こういった応援する人をふやしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

(2番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 森藤文男君。

○2番(森藤文男君) ありがとうございます。郡上市の取り組み、考え方、スタンスがよくわかりました。私も、そういった方向で行っていただければというふうにして思っております。

今、ふるさと寄附については、ふるさと納税ポータルサイトとかでのふるさとチョイスということで、非常に今多くの自治体が利用されてるということです。

時間もそれほどないんですが、ちょっと紹介したいのは、北海道の上士幌町なんですが、ここは人口が4,925人、えらい少ないんですけども、27年度で15億3,655万9,369円、これ、個人住民税の4倍以上ということです。ここの町の取り組み方は、結構2億円ほど、これ、子育てとかに使われてるっていうのが、非常にここに力を入れているので、ある意味こういった大胆な使い方っていうのも、私的にはちょっと子育てには非常に興味があるところですので、こういった思い切った手を打つということも必要じゃないかなというふうにして考えました。

以上で質問を終わります。非常に御丁寧に御答弁いただきまして、まことにありがとうございます。

以上で質問を終わります。

○議長（渡辺友三君） 以上で、森藤文男君の質問を終了いたします。

---

◇ 山 川 直 保 君

○議長（渡辺友三君） 続きまして、5番 山川直保君の質問を許可いたします。

5番 山川直保君。

○5番（山川直保君） おはようございます。質問の通告書に従いまして質問をさせていただきたいと思っております。

郡上もようやく踊りのシーズンが終えようといたしております。そして、世界遺産の鮎であります長良川の鮎かけも、まだまだ1カ月ほど続くようなことでもございまして、それぞれの観光客、釣り人たちも川で楽しんでいます。

私たち議員の間でも鮎かけをする趣味の方もみえまして、絶えず休み時間になると川の調子はどうかと、釣果はどうかといったような話題が、毎日毎日、きょうも話しておる次第でございます。

そうした中、きょうは郡上鮎の会という任意の会でございますけれども、郡上高校の3年生の森林科学科の生徒たちを、あと15分もしたら始まるでしょうね。10時半から吉田川で鮎釣り教室のボランティアをやっております。

そうした郡上鮎の会が主催をしてくれた第2回の中高生鮎友釣り大会が、ことしもあったわけでございます。このことにつきまして、市長、そして教育長からその感想を伺いたいわけでございますけれども、特に教育長に置かれましては、前職の八幡中学校校長のときの生徒の方が、この15歳が鮎かけ大会と鮎釣り大会を企画されて、ことしの第2回には、もう実行委員会として、高校2年生ですけど、頑張ってくれてました。本当にありがたかったと思っております。

また、早朝より日置市長様にもおいでくださいまして、もちろん教育長様にもおいでくださいました。本当にありがとうございました。

私のきょうの質問は、本当にこの郡上というものが、資源、森林、水、そして風光明媚なこの風景、そしてまた、いろんな観光施設、また歴史文化、そういうものに恵まれておりますけれども、これは、全国自治体どこでも1つや2つはありまして、それが資源だとどこの自治体も言われております。

そうした中、郡上市のメインのシンボルであります鮎とそして郡上八幡城ということにつきまして、質問を進めてまいりたいと思っております。

1点目でございますけれども、7月30日には座学、7月31日には実釣の研修、そして、8月の6日の土曜日には、鮎かけ大会を中学校、そして高校生にやっていただきました。

また、郡上市からは、本年度当初予算で100万円、大変多額の補助金を伝統漁法継承事業としていただいたところでございます。

この大会を目の当たりにされましての感想を、市長、教育長からいただきたいと思ひます。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

教育長 石田誠君。

○教育長（石田 誠君） 第2回の中高生鮎釣り選手権の感想をとひことですので、私の思うところを3点、それから開催状況について触れて、今後の課題を述べさせていただきます。

まず、1点目でございますが、中学生が郡上市の活性化のために、若い釣り人をふやそうと中高生鮎釣り選手権を提案し、そのアイデアを多くの方の御尽力により、昨年を引き続いてことしも夢を形にさせていただいたことに、非常に値打ちを感じております。

2点目ですが、中高生を対象の鮎釣り大会は、ふるさと郡上を愛し、清流長良川を大切にする若者をふやし、産業振興の発展や環境保全に貢献する有意義な大会だと私は捉えております。

3点目ですが、事前の講習会で、鮎の生態や友釣りのメカニズムまでを学習したことで、生徒たちが鮎の生態、自然や長良川のとうとき、さらに長良川の鮎を育てる山の大切さについて学んだこと、それに最後に、大会が終わった後、実行委員会の指導のもと、河川清掃を行ったこと、これらのことは大変評価できると思っております。

では、開催の状況について、先ほども説明ありましたが、若干補足もさせていただきます。

第1回を開催した後、3月に中学生を対象にアンケート調査をやっていただきました。その結果で、中学生のほとんどは鮎釣り体験をしたことがない、または用具を持っていない、買いたくても非常に高価であるという実態がわかって、昨年度に続いてことしも講習会を、それから、実技の講習会を2日間やっていただいたということ。さらに、昨年引続いて郡上高校の生徒4名、北高の生徒1名が実行委員として全てを運営してくれたこと。さらに、それに伴って、八幡中学校で1年生が鮎の友釣り教室を開催したこと、または郡上東中学校においても、総合的学習の中で講義を開き、夏休みに和良川で鮎釣り体験をするというようなことに波及していることは、効果があることだと思っております。

課題としましては、昨年度15名、ことし16名、内訳は高校生2名、中学生残りの人数ということで、目標は30名を予定をしてるということですが、なかなか参加者がふえてこないということについて、今後、学校の授業としての拡大は大変困難なところがありますので、地域や公民館の活動として鮎の友釣り体験の機会がふえることで、大会参加や鮎釣りの愛好者がふえることを期待しております。

総括して、NPOや漁協の協力を得て、若者が発信源となって、郡上鮎や清流吉田川を市外にも伝えるきっかけになったこと、さらに今後、伝統漁法の授業とともに郡上市をPR、チャンスになっていることは評価できるものと考えております。

以上でございます。

○議長（渡辺友三君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 私からも感想を申し述べたいと思いますが、私も当日、先ほどお話がございましたように、開会式には出席をさせていただきました。開会式から若干、試合が始まるまでぐらいの時間帯でございました。当日、やや水が高いということで、心配をいたしましたけども、まず無事に開催できたことを喜びたいと思います。

最後の表彰式には、他の行事があつて出られませんでしたので、後から聞いた話ですけれども、優勝者は釣果が6匹ぐらいあったというような話も聞きました。相当技量を上げられたのではないかと思いますけども。

私も、若干教育長の答弁と重複しますが、何よりもこの行事が発案者が、提案者が、中学生時代に中学生の提案として始められ、それを今も企画・実施を大人の人たちと共同しながら担っているというところに大変価値があるというふうに思っております。ぜひともこれを、今後も発展的に継続をしていってほしいというふうに思います。

先ほども話でしたが、やや参加者等については、八幡地域等が中心になってるということだろうと思いますが、もう少し郡上市全域の中高生が参加してくれればいいと思いますし、それからまた、こうやって回を重ねるごとに、やはり友釣りの技量というものを上げて、今は相当介添えをしていただきながらやっていますけども、自立度を高めていただければいいと思いますし、それからまた、やはりこうした催しをやっている中高生を励ますためにも、もう少しギャラリーがたくさんあったほうがいいのかなど、要は、それぞれ岸边から、出場者の父兄を初めみんなで応援をすると、見守ると、こういう雰囲気も必要なのではないかというふうに思っております。

いずれにしろ、市としても今後ともこれを継続的に発展をさせていくように、将来はぜひともいい大会になるように応援をしてまいりたいというふうに思います。

（5番議員挙手）

○議長（渡辺友三君） 山川直保君。

○5番（山川直保君） 次回からのそうした意気込みも、市長から承りました。ありがとうございます。

次の質問ですけれども、小項目2と3なんですが、同じ大会、規模は違うけど、大会のことを市長に伺うわけでございまして、小項目2と3をあわせまして、私、質問させていただきますので、1回でお答えいただければ結構かと思います。

まず、本当に世界でも、そして日本はもちろんですけれども、唯一の河川だということを改めて私は思うわけでございます。岐阜県のいろんな河川がございましてけれども、私も何回か鮎かけに行きますけれども、もう既に長良川以外の川では、本当に鮎が薄くなって、鮎かけの釣り人もまず見当たりません。

このように天然鮎が何百万余も遡上して、そして10月の末まで残り、もしかしたら11月の中までも鮎がかかるという、こんなすばらしい川はないわけです。そして、特に夕立とか来ますとももちろん汚れますけども、もう次の日にははや鮎かけに入れる。もう大変誇れる川だと思って、いつもいつもうれしく思うわけでございますけれども、世界遺産、鮎ということで、去る7月の第4の日曜日でしたけれども、24日、長滝公園において鮎の日ということで、郡上もイベントをいたしました。これは、連動して美濃市、関市、岐阜市でも各イベントが行われております。

そうした中でございますけれども、やはり自治体がどれだけの力を入れておるかということも世間に知らしめ、そして、この川にさらなる魅力と活気、そして産業振興につながるためにも、ぜひとも市長杯争奪の鮎かけ大会というものが行われるべきと思います。これは、もちろん和良川でも、こちらの長良川でも同時開催ということでも結構ですけども、そうした意気込みをトップが、トップセールスしても見せていただきたいと思います。

ネットで調べますと、新潟県の村上市のほうでは、まだやってみえるようには思いますけれども、ことしは開催されたどうかはわかりませんが、まず全国でも、検索しますと、現在進行中というのはなかなかちょっと見当たらないということで、一つのニュースにもなるということを思います。まずこれは、市長杯のことを申し上げます。

そして私は、もう一つ申し上げたいのが、もっとエリアを大きくして、世界遺産長良川鮎釣り選手権というものを、岐阜市、関市、美濃市、そして郡上市が一緒になり、そして、岐阜県の農政部の担当の里川振興課とも一緒になって、ぜひともこれを開催されたいと思います。

現在、郡上市で毎年行っておりますJFTといまして、全国釣り技術振興協議会というものが、かなりのトーナメント、これはレベルの高いトーナメント、大和のウインドパークで実施しております。

あとは、ほかに大手3社がたまに全国大会をします。しかし、ブロック大会予選は、結構郡上でやることが多いです。あとほか、岐阜県のほかでは板取、そして白川、あと益田川。益田川では、昨年も一昨年も、全国大会がある大きいメーカーの全国大会をやっております。

しかしながら、そうしたトップ選手というのは、自分が愛用している道具とかを使っているメーカーの主催する大会に出がちであって、そこに全部の大会にオールラウンドに出られるという方は、本当にごく少数でございます。

こうした方などの、本当の名人、プロというものを、郡上市のよさなども見て、誘ってきていただいて、そして、いろんな名選手を寄せ集めて、そして、郡上の中流域、郡上市でも関市でも美濃市でもいいです。ちょっと岐阜では大会をするような場所というのは厳しいんですけども、そこに分かれてできないかということ、私、思います。

これこそが、世界、鮎が遺産になってから、来年もしやれば、大きな大きなもう日本中のニュー

スになって、世界の、韓国でも台湾でもプロがいます。そうした人たちも集めてのプロ、もう最高の大会を開ければどうかと思います。

何しろ郡上の発展の原点の一つ、柱というものは何かというと、いつも誰でも言いますよね。郡上の資源、限りある資源ですけど、その有効活用ということをおっしゃっています。この長良川の活用、これは、もう政策的にもぜひとも私はするべきと。単なるイベント開催じゃないということをおっしゃっています。ですから、この2つの大会を開催される意欲がおありかどうかをお聞きいたします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 一つは、郡上市長杯というような形での鮎釣り大会、また、もう一つは世界農業遺産、清流長良川の鮎というようなことで、郡上市にとどまらず、関係する4市、岐阜県、あるいは関係する漁協、その他いろんなところを巻きこんで、より大きな大会を開催して、郡上の自然、資源というものを大いに生かしたらどうかと、こういう御提案でございます。

いずれにしても、大変私も方向としては共鳴をるところであります。現在も、郡上漁協が主催をして、長良川の鮎釣り大会ということでやっておられます。その大会に、郡上市のほうからも、郡上市長杯ではございませんが、優秀な成績をおさめられた方に、郡上市長賞というものを、郡上の特産品を差し上げているということでやっておるわけでありましてけれども、それとはまた別個にという御趣旨かもしれませんが、郡上市長杯争奪の鮎釣り大会というようなものをやってはどうかと。あるいはまた、もっと広く、開催団体も岐阜県等、他の市も、他の漁協も巻き込んで大きなものを一つやったらどうかと、こういうことでございますので、いずれにしても、その趣旨、方向については、私も先ほど申し上げましたように、共感をるところでありますので、いろいろと関係者とその可能性、有効性等について検討をしてみたいというふうに思います。

御指摘もありましたように、現在、郡上市ではかなりの日数を鮎釣り友釣りシーズンの際に、各種の大会が行われておりますので、そういう日程の問題であるとか、あるいは実際に大会をしようとするれば、やはり郡上市単独ではできません。これは、どうしても漁協であったり、その他いろんな関係者の皆様の御協力を得ながらやっていかなければいけないというふうに思っておりますので、いずれにいたしましても、その可能性、あるいはやるとすればどんな方法がいいのかというようなことについて、検討をしてみたいというふうに思います。

国際大会といいますか、国際性を帯びたというようなこともおっしゃいました。私も、先ほどのJFTでしたでしょうか、その前夜祭等にも行っておりますが、近年、台湾からの参加者がかなり来ておられます。台湾の友釣りは、これまでの歴史的な経緯を聞いておられますと、鮎の稚魚そのものも、戦後、戦前もあったようですが、戦後もその復活に対して日本の人たちが努力をして、台湾

でも友釣りができるように、鮎のそういう資源も育成をしながらやっておられると、かなりの愛好者があるというふうに聞いておりますし、実際に長良川の大会に出場された方も、かなり優秀な成績をおさめておられるということを聞いております。

いずれにいたしましても、御提言についてはよくその関係者とも協議をしながら、検討をしてまいりたいというふうに思います。

(5番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 山川直保君。

○5番(山川直保君) 私も、漁協の関係者の方々にも、いろんな面でヒアリングをしてみました。すると、これ、どんだけイベントがあってもええということです。鮎の解禁の日、6月の初めですけれども、そのときには4,000人の方が川に入られてます。郡上市の人口の約10分の1といえますか、弱ですけれども、そうした方々がどんどん来ていただくということが、この経済効果、担当部でもスキーとかのみならず、これもっと、どれだけ上がればどうなるか。鮎かけに来ますと、お風呂に入りたくなりますし、腹も減りますし、これ、1回しか来んわけじゃなしに、毎日来てみえる方もたくさんみえるわけでございます。ですから、これも、ぜひとも積極的に考えられていただきたいなということを思いますので、よろしくお願いします。

次の項目に移らせていただきます。

先ほども、2番議員のほうからふるさと寄附についての質問があったところでございます。私は、その品目について、具体的に鮎釣りの年間の遊漁証とか、スキーのシーズン券というものが加えられないかということを申し上げます。

スキーの1日券は、今も賞品にはございますけれども、要は遊漁証というものの発行がいかに寄与するかなということを考えてみました。

郡上市の鮎の年間の遊漁証は1万2,000円いたします。高校生から下は無料ということになっておりますけれども、郡上市以外でこの遊漁証を取得されました今シーズンの方は、約5,400人お見えになります。その方々が、ふるさと寄附をもしすれば、それに遊漁証をつけてくれたらどうかということは、私が所属してる釣りクラブの愛知県の方が言われたんです。これはいいなということを選びました。

漁協の幹部の方々に聞いてみますと、その5,400人の方々の1割以上は、富裕層の方であります。毎日毎日でも来て、会社とか自分で事業を始められて、今ではもう働かなくてもいいというような、でも、お金が入るといような裕福な方です。その方々が1割以上あろうともうされておりました。

つまり、5万円のふるさと寄附をいただこうと思いますと、もちろん所得税引いて、あと扶養の控除、1人、2人、もしくは独身であれば、計算上2,000円の負担で500万円の本給から600万円の本給のある方ですと、5万円が全く2,000円の負担でできます。

そうした方々というものは、郡上市、年間4カ月、120日間のうちのもう60日から90日来てみえる方もみえるんです。その方々が、5万円の寄附をして1万2,000円の券をいただく。そうすると何回もみえる、温泉へも行く。もうこれは、リピートがあるからお金が落ちるわけです。

例えば、郡上市が今やっておるペア宿泊券、1泊、これ1回しかないんです、1万円分でも。ですから、これ1万2,000円のもので、何十回というリピーターがあるということです。

これを知らしめるためには、もちろん郡上市のホームページには載せる。そして、漁協の幹部に聞いてみましたら、その人たちの個人情報はおわかってるけれども、DM出すことできないと。しかし、郡上市の漁協は、日1,000以上アクセスがあります。開設されてから68万アクセスございます。

なぜ、それを釣り人が見るかという、これ、釣り人しか見ない。川の状況、きのうの釣果は、鮎は何匹どこで釣れたか。そして、平水であるか、何センチ高いか。そのコンディションを見るために必ず開きます。そこに、ふるさと寄附が載っておったら、ああ、ここにしようと思うわけです。

ですから、5,400人のうちの10%、540人が5万円していただいたとします。掛けることの2,700万円と。2,700万円の、1割でも2,700万円のふるさと寄附がふえるということです。ですから、それプラスアルファの落としていただくお金が大きいと思います。

あと、スキー場のシーズン券、これはどうかと述べますと、スキー場に例えばふるさと寄附をしてくれた方には、スキー場のシーズン券、これはちょっと高いんです。4万円から5万円します。ですから、30万円以上の寄附をしないと、こちらは売れないかもしれませんけれども、特例としてそれに見合う額でも発行すればいいでしょうと、私、思います。

しかしながら、若いボーダーたちは、それが買えるかといったら、なかなか手が届かない。ふるさと寄附ができるかといったら、寄附できないですね。

でも、家へ帰って、おじいちゃん、おばあちゃんに、おじいちゃん、いつもボード行っとるんやけど、シーズン券もらえんかな。何でや。このふるさと寄附すれば、私、もらえるんやと。そうすれば、喜んで郡上市へふるさと寄附をされるおじいちゃん、おばあちゃんもみえるかもしれません。

ですから、そういうことを告知するのはスキー場、または郡上市のホームページ。これによってプラスアルファがあると思います。別に大した経費はかかりません。ゼロ予算ではないですが、かかる経費はございません。

これは、漁協も大変歓迎をいたしていただけてますことですから、ぜひとも始められたい、そのように思います。いかがでしょうか。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長公室長 三島哲也君。

○市長公室長（三島哲也君） ふるさと寄附に鮎釣りの年券、それからスキー場のシーズン券をとい

うことの提案でございましたけど、先ほどもお答えしましたけど、郡上市の観光資源、そういったものを返礼品としてこれから追加していきたいというふうな考えは持っておるところでございます。

それで、27年度に寄附をされた方にアンケート調査をして、郡上市とのかかわり等を聞きますと、やはり観光で訪れたところの縁で寄附しとるという方が、全体の26%ということで、1位の項目となっています。

ということですので、まず郡上市に来ていただく方をまずふやせば、そういう方たちから寄附をいただけるというようなことにつながっていかうかと思えますし、経済効果もあろうかというふうに考えております。

ただいまの、今、先ほど指摘もありますけど、現在、市内のスキー場のリフトの1日件と、それからあと市内の共通宿泊券というのを、実は返礼品として持ってますけど、27年度のところにつきましては、スキー場のリフトの1日券というのは2件、それから宿泊券は3件と、非常に伸び悩んでおるといふか、ことがございます。

しかしながら、ただいま指摘がありました鮎釣りの年券、それからスキー場のシーズン券ということになりますと、これはやはり非常に郡上市を訪れる方も、これからふえるだろうと思えますし、それから、経済的な効果もふえてくということで、ふるさと寄附として郡上市を応援していただける人をふやすのには、非常に有効な手段ではないかというふうに考えております。

これですけど、先ほど山川議員が言われましたように、返礼品の区分等で言いましたけど、郡上市の返礼品の割合が、寄附額の1割程度というところやっておるところがでございます。ですので、鮎の年券は、先ほど言われましたように、1万2,000円ということですので、おおむね今の枠内の中で返礼品としては十分対応が可能でございます。

ただし、スキー場のシーズン券は、指摘もございましたが、高いものは5万円ということになりますので、そこらあたりの区分をどういうふうにしていくかと。どの区分で返礼品として扱うとか、そういうことの課題がありますので、そういったところについてはよく検討しながら、そういう調整をして、これから返礼品に追加して、これから取り組んでいきたいというふうに考えております。

ふるさと寄附の返礼品につきましては、そういったとこをよく考慮しまして、内容を精査して、これから応援してもらえる方をふやしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いしたいと思います。

(5番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 山川直保君。

○5番（山川直保君） 市長は、ふるさと寄附に、本当に里を思う気持ちということが大事と言われております。そのこともよく理解できます。

寄附をされる方は、まず何に着目するかといったら物です。幾らぐらいかということを見ま

す。自分が好きな物があるかどうかということも見ます。例えば海の物、山の物、いろいろあります。

ですけど、今、室長答えられましたけれども、やはり角度をかえて考えてもらいたい。例えば、郡上のもののお米であり、ハムであり、何でもいいんですけど、お酒であり、これは、まず経済効果もあります。1回は、その会社、そこに働く方々、ありますよ、宣伝効果も。しかし、何十回と来るほうが、これは得なんです。宿泊券でも1回、一元的、スキー場のリフト券も1回きりです。1回きりなんですけれども、1回きりじゃないものをすることによって、どれだけの経済効果があるかを考えてみてください。

例えば、5,400人の遊漁証を持ってみえる方は、20日以上は多分訪れると思います。20日以上、そうすると10万余、10万8,000人以上、もっと来られるかもしれません。その方々の消費というものはずごく多い。でも、今まで買ったんだから、ふえないかと思えばそうでもないです。長良川の遊漁証は、よそよりも少し高目です。もしそれを納めれば、長良川ももらえとなれば、逆に5万4,000人以上の方々が遊漁証を買われて、漁協もすごく潤うかもしれない。そう考えますと、その角度をちょっと考えてみていただきたいと思う。ただ物じゃなくて、そのように思いますので、よろしくお願いします。

3点目の質問に移らせていただきます。

郡上のシンボルであります郡上八幡城、この基金が8,800万円、今、27年度末の決算において、それだけの基金がございます。これも、決算委員会で御説明ありましたとおり、振興公社の努力された浄財が積み立てられているということは、よく承知しておりますけれども、このお城というのが、いざ壊れたときどうするかということなんです。

これは、前の17番議員さんからの質問でもございました。郡上市は、重要文化財建造物の耐震診断、また耐震補強の手引きを参考にして補強方針を定める。また、29年度中には八幡城跡保存・活用計画を策定するということになっております。

そこで、一体このお城は幾らするかなということです。

これは、神奈川県の小田原城の天守閣の耐震改修検討委員会というものが、前、平成24年に行われておりますけれども、その中での資料で、小田原城というものは、大正12年、関東大震災により石垣がほぼ全壊しました。それ以来ないんですけども、昭和35年に、市制20周年を記念に、当時8,000万円で、これは当時で近代的なRC造で再建されたんです。8,000万円です。昭和35年です。

このときのお金、これは非常に大きいんですけど、郡上の八幡城よりも約4倍大きい。郡上の八幡城の概要は、4層5階で昭和8年、そして平米数は309.11平米、93坪ほどです。これに見合うお城の再建を、小田原城のこの検討委員会が調べております。一つが愛媛の大洲城です。高松市にございます。これ、平成16年に再建しております。これ、木造です。これが、大洲市制の50周年とい

うことで、総工費が15億1,300万円かかっておりまして、坪単価が399万8,000円かかっております。

もう一つは、掛川城です。掛川城が平成6年に、これも木造で建てかえられております。1604年、これ、関ヶ原の戦いの後の地震で壊れてまして、また、1621年に再建したところ、また東海地震で、再度倒壊ということで、平成6年に木造で再建して、地元の寄附が約10億円。そして、建てられたお金といえば11億5,900万円です。この大きさが304平米。郡上市の八幡城とほぼ同じ大きさでございます。

その両者を平均で割ると、この309平米というものを、あと、ほか含めると、ほか全部壊れたとすると、あと30平米ぐらい足すんですけど、それを掛けてみますと、約12億円から13億円、今ですとかかるということが言われております。

今の基金が8,800万円で、お城は近年の地震でも崩れたり、石垣が崩れたりしております。いざこのシンボルが崩れたとき、どうされるんでしょうか。

やはり今、八幡のマスタープランができておりますけれども、その中には、そのシンボルのお城のことが少ないですね、うたってあるのが。少ないです、あれこそシンボルです。町並みのことばっかり書いてあるんですけど、これはどうするのか。

保険掛けるにも、昭和56年以降は、以前の木造は掛けられないです、地震保険は。地震保険は、昭和56年以降の鉄骨造以上でなければ、地震保険は掛けられないというふうになってる、保険屋が。ですから、もうこれ自主財源持つしかないんです。

ですから、これが壊れたら、じゃあ、市民の皆さんお願いします。いざあそこにお城がなかったら、どれだけがっかりするか。川とお城が見たい、あそこに14万5,000人も上る。10年前は8万人、7万から8万人しか上ってなかったのが、それだけ入るんです。

そのことをよく考えられると、基金をしっかりと、半額以上もしくは10億円を目指して基金を積むということは、市民は誰として反対される方は、誰としてでもではないですけど、大方は賛成されるというふうに私は思うわけです。

そのことにつきまして、火災保険の加入状況も含めまして、その基金の拡充についてどのようにお考えかをお聞きいたします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

商工観光部長 福手均君。

○商工観光部長（福手 均君） すいません、失礼しました。

まず、今御質問がございました火災保険、これにつきまして御回答申し上げます。

郡上八幡城は、ほかの市民施設と同様に、全国自治協会の災害共済に加入しております。門ですとか、あるいは高塀を含む454平米の保険金額、入ってくる、出てくるお金ですけども、その合計は2億1,500万円というふうになっております。

なお、現在は、基準額の70%の補償という保険でございますけども、ことしの9月末をめどに100%補償に切りかえる手続を終わっておりまして、変更後の保険金額、いわゆる入ってくるお金は3億800万円というふうになっております。これが、現状でございます。

今、議員さんのほうから、いろいろ御説明、いろいろ数字がありまして、この3億800万円というのは、これは、現実でございますけども、保険金の額としてはさほど大きくないというふうには思われますが、しかし、1坪当たりの保険金額に換算しますと、今の現状入っている保険としましては、坪当たり約224万円というのが補償内容でございます。例えば、同じ全国自治体災害共済の木造住宅の保険金の坪と比べますと、ほかのいわゆる一般木造住宅は50万円でございますので、それに比べると4倍以上の掛け金の高い保険ではあるけども、ただ、今の御指摘ありましたように、いわゆる保険の種類というものが少し違いますので、結果としては約3億円の補償ということが現状でございます。

また、基金につきましては、担当部としましては、さっき御指摘がございましたけども、昨年度末の残高は約8,800万円、そこに今回の補正予算をお認めいただきましたので、約4,564万円を加えまして、現時点では約9,260万円というのが残高でございます。まず、今の制度としましては、八幡振興公社、堅調な経営してくれておりますし、50%も市のほうにはきちっと入っておりますので、まず現行の協定内容を維持してまいりたいとは思っておりますが、今の御質問を聞きまして、いろいろ思うところはございますが、現状はそういうことでございます。よろしく申し上げます。

(5番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 山川直保君。

○5番(山川直保君) これは答えなくても結構ですけれども、これは火災のみでないでしょうか。今は、戦国の時代と違って、いろんな恨みがあってそこに火をつけたり、いろりとかそういうもので火を扱ってるものじゃないですから、まずそういうことはないと思うんです。放火以外、普通の。ですから、私言っとるの地震なんで、地震に対するとすると、これは保険が掛けられないのじゃないかということで、私、損保のほうで聞いてきましたけど、となると基金を積んでするしかないんです。

ですから、そこをよく、マスタープランにはもう入りませんが、できてしまってるので、しっかりと入れていただいて、市の方針を立てられたいということを思います。

一番最後の質問に行きます。

これも城ですけども、平成18年に公益財団法人の日本城郭協会というものが、日本の100名城というものを指定されました。もちろんこれは、歴史的にも建築的にも土木学的にもすばらしいものを、いろんな学識者が決められたものであります。その中で、岐阜の中では岩村城と岐阜城が入っております。

私、その当時、18年ごろどういうふうにも、合併してからされとったんかなという扱い、よくわからないんですが、この城郭協会に電話をしてみたところ、実は、いろんな要望があつて100以上の城も、またさらに100つくってほしいという要望があつて、すごく日本の名城100というものをこの秋に募集されて、来年の4月の、4月6日の城の日に、続100名城を認定されるということです。

その中に、ぜひとも郡上が手を挙げられたいというんですけれども、手を挙げてこれは無理でありまして、今、100名城を18年に認定したところの登城者、約1,184名みえますね。全国で、100上った人、その人たちの推薦がなければいけない。あとは理事たち、役員の推薦がなければ、その続100にもかかることはできないということなんです。

ですから、このことにつきまして、郡上市は、いろんな新聞で30傑に入ったり、天空の城とは言われておりますけれども、実に、こういう協会から認められるべく努力をしてきたか。もしくは、いまからもされる用意があるかどうかをお聞きいたしたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

商工観光部長 福手均君。

○商工観光部長（福手 均君） お答えを申し上げます。

その前に、先ほど私の回答で、27年度の公社からの寄附金を4,564万円と申し上げましたが、訂正がございまして、456万4,000円でございます。失礼しました。

そうしましたら、今の御質問についてでございますけれども、今、議員さんもおっしゃられましたけれども、日本城郭協会という協会がございました。

来年、平成29年に創立50周年を迎えられます。その記念事業としまして、文科省の後援を得ながら、仮称でございますけれども、いわゆる新日本100名城の選定事業を予定してるというふうに情報がございます。

また、前回の日本100名城は、平成18年に認定されておりますけれども、その選考過程について、今、もう説明がございましたが、こちらのほうでも調べましたところを申し上げますと、いわゆる協会会員である城郭愛好家等に対するアンケートにより、名城の推薦を呼びかけて、そして、その推薦データをもとにして、協会のほうが建築、あるいは土木、考古学、歴史などの各分野の専門家が検討して、史跡としての環境保全状況、さらには城郭の発達史、そういったものから見て、重要な名城といった、そういった観点から100名城を選定し、その上でさらに、その内定の段階で各城郭に通知して、了承を得た上で発表と、そういう運びをとって100名城を決めるとということがわかっております。

そして、来年の話ですけれども……。

（発言する者あり）

○商工観光部長（福手 均君） 濟いませぬ。ですから、よって、来年の100名城の選定も、いわゆ

る我々が申請して審査を受けるというふうではないというふうに思われます。

そうしますと、ことしの5月に発表されたこの協会の事業計画を見ますと、社会的関心を広げるために、マスコミとの連動も模索するというふうな、そういう条項ございますので、いわゆる地道ではあっても、我々が今までやってきましたように、昨年 of 天空の城ポスターで注目浴びましたように、八幡振興公社とも連携しながら、諸般にわたるPR活動を一生懸命やる。あるいは、保全についてももしっかり取り組んでいく、そういったことが新100名城につながると思っておりますし、その一環として、現在、城の中でも展示をしておりますが、あの充実もさらに図って……。

○議長（渡辺友三君） 部長、簡潔に。

○商工観光部長（福手 均君） 済いません。図る必要ございますし、そして、ことしの秋にも遠藤慶隆にちなむそういったイベントも考えておりますが、そういった事業を通じて八幡城ファンをふやしていきたい、そのように考えております。

（5番議員挙手）

○議長（渡辺友三君） 山川直保君。

○5番（山川直保君） 時間を超過しました。申しわけございません。ありがとうございました。

○議長（渡辺友三君） 以上で、山川直保君の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は、11時5分を予定します。

（午前10時53分）

---

○議長（渡辺友三君） 時間少し前ですけれども、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午前11時03分）

---

#### ◇ 清 水 正 照 君

○議長（渡辺友三君） 12番 清水正照君の質問を許可いたします。

12番 清水正照君。

○12番（清水正照君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従って質問をいたしたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

初めに、第2次総合計画の推進についてであります。

第2次総合計画には、郡上市の将来像を実現するため、前期基本計画、計画期間が平成28年度、今年度から32年度ということですが、その中に、個性あふれる地域づくりを推進するまちというまちづくりの基本目標を掲げ、それぞれの地域の現状と課題を踏まえ、地域の今後の施策、主な取り組みが示されております。

今回、白鳥地域の計画についてお伺いをいたしたいと思っております。

白鳥地域では、地域資源を活用し、高速道路網の整備に対応する地域づくりを進めますとの目標を掲げ、交通の結節点、また地域防災拠点としての機能向上に向け、具体的に取り組もうとされており、

その中で、広域防災拠点の位置づけになっております郡上市合併記念への国道からのアクセス道の整備について、広域地域連携の円滑な推進のために、機能向上のために、早期に実現する必要があると思いますが、計画の現状、今後の推進についてお伺いをいたしたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（渡辺友三君） 清水正照君の質問に答弁を求めます。

建設部長 古川甲子夫君。

○建設部長（古川甲子夫君） お答えしたいと思います。

郡上市合併記念公園の重要なアクセス道路としましては、現在、主に2つのルートがあるわけがございます。

それが、まず1つが、白鳥インターから県道剣大間見白鳥線、それから市道黒町屋・巾ノ上線を経由するルートがまず1つ。それとあと、国道156、長良川上流のほうの白鳥大橋を通り、市道為真・二日町線を経由するこのルートが、今、整備されております。

そこで、156号から郡上市合併記念公園に直接行くルートというのはありませんが、合併記念の利用者が国道へ出る際に、やはり迷うなどの苦情が寄せられたという過去の経緯もあります。案内看板を設置して、その状況に対応したという経緯はあるわけですが、こういうような状況を受けまして、今年度、平成28年度において、国道156号の為真地内から市道高校線交差点を結ぶ新規路線、仮称大藪・黒町屋線、この約350メートルを計画して、現在、踏切の概略設計と道路の概略設計を実施することとしておるわけですが、今後、この計画路線内に、県道剣大間見白鳥線と長良川鉄道を横断することとなるため、これに向けた協議を行っていくこととなります。

それで、双方の調整には、やはり相当な時間が要するかもわかりませんが、ここの点に向けて、今後向かっていくという状況です。

なお、岐阜国道事務所において、この国道156号の為真の歩道整備事業が、本年度、新規採択されました。今年度、調査設計費が計上されてるわけですが、うちの計画の起点の場所に位置しますので、この辺も調整しながら進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

(12番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 清水正照君。

○12番（清水正照君） ありがとうございます。以前に為真の踏切の拡幅をお願いというか、一般質問させていただいたときに、平成10年に白鳥町で作成した土地利用計画があるので、そういっ

たものを参考にしながら、今後、その路線については検討を加えているというような答弁をいただいたことありますが、やはり白鳥地域にとって大切な道路かなということを思いますので、地元の皆さんの理解を得ながら進めていただければということでもありますので、よろしくお願ひいたしたいと思います。

次に、白鳥地域にあります名勝、史跡など、観光地や、ことし清流の里しろとりが道の駅に登録をされ、また、道の駅白鳥とあわせて、仮称ではありますが、長良川あゆパークが整備されるという計画があります。

そうしますと、白鳥西インターチェンジから白鳥インターチェンジ間の一般道の沿線にあります白鳥地域の観光資源、そういったものを周遊していただく取り組みについては、この計画にも取り組みの履歴というようなことが記載をされておりますが、このことは、やはり郡上北部地域の活性化にとっても大変重要なことではないかなということを思います。

あわせて、高速道路網を活用して、地域の農産物、特産物の販売促進や高速バス停の誘致など、東海北陸自動車道、また中部縦貫自動車道が交差する、そういう交通の結節点としての好条件を生かした取り組みにも、機能向上を目指した取り組みも必要だというふうに思いますし、そういった計画になっております。

6月の一般質問においても、高速道路網の完成が目前に迫っている状況になっていることを念頭に置きながら、いろんな施策を打っていかねばならないというような市長からの答弁もありました。

具体的に、こういった地域での計画に対して進められていくのか、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

商工観光部長 福手均君。

○商工観光部長（福手 均君） お答えを申し上げます。

中部縦貫自動車道の白鳥油坂道路区間、これ、35キロでございますけども、ここにつきましては、本年度から荒島第一トンネル工事が始まりますので、全線整備に向けて大きく前進をしております。

白鳥地域は、中部縦貫道と東海北陸道との結節点でありまして、白鳥西インターチェンジから白鳥インターチェンジの間の下道の沿線施設を、サービスエリアあるいはパーキングエリア、この代替施設ということで機能させるように、第2次総合計画に盛り込んであるところでございます。

この計画を実現するためには、まずお隣の大野市と連携しまして、互いに相互最大のメリットが得られるように、まずこの区間の開通に向けて取り組むことが、まず第一課題だろうというふうに思っております。

例としまして、8月にオープンしました清流の里しろとりの道の駅の開駅につきましても、昨年

11月に郡上と大野の道の駅連絡協議会をつくりましたので、このことが非常に大きな追い風になりましたし、このことは、大野市の今後予定しております仮称ですけども、結の故郷という道の駅についても、非常に向こうも期待しておるといってございませう。

また、続きまして、バス停のことでもございませうけども、当然、北陸方面へ乗り継ぎ可能なバス停の誘致ということも、当然重要というふうに思っておりますけども、全体のいわゆるインフラ整備を見てみますと、平成34年度に中部縦貫道が開通となれば、同じく34年に予定されております新幹線の福井駅開業というのもこの時期でございませうけども、それと相まって非常に大きなインパクトがございませう。

そうなった場合に、いわゆる民間のほう動きを始めるということも、当然期待もし、予想もされますけども、例えば、昭和の時代にありました美濃白鳥駅と大野市の九頭竜を結ぶバス路線というのが、いわゆる民間の方々の発意によって、今度は、今の時代は、中部縦貫道を利用して復活するという、そんな可能性もあるというふうに思っておりますので、そういったものもよく注視してまいりたい。

いずれにしても、こういった高速道路網のタイミングを逸することなく、お互いに福井県あるいは大野市と連携して、いろんな面で総合的に取り組んでいきたいというふうに思っております。

また、地域の農産物、特産物につきましてもしかりでありまして、いわゆる福井県側の有望ないわゆる販売拠点でありますのが、九頭竜道の駅及び大野市が新たに整備する結の故郷でございませうけども、仮称でございませうけども、いわゆる白鳥地域に限らず郡上全体の産物をそちらへ持ち込んで販売をする。あるいは逆に、福井のほうからは上庄の里芋、あるいは大野のそば、九頭竜まいたけ等の販売をこちらへ持ってきて、郡上市内の道の駅で販売すると、お互いに販路の拡大ということも含めまして、そういった提案も、先ほど申し上げました大野市・郡上市道の駅連絡協議会、こちらのほうでも検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

(12番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 清水正照君。

○12番（清水正照君） ありがとうございます。今ほどありました中部縦貫道が平成34年というようなことで、開通を目指しておるといって、計画されとるわけですけども、ことし28年、6年後にはそういった状況になってくるということですが、今からいろんな意味合いの中で取り組んでいくということが必要だろうと思ひますし、やはり今ほど言われました連携の中でこちらから持ち込む、また向こうから持ち込んでいただくの販売ということも、当然その他あるかと思ひますけど、やはり新たな施設をつくってでも、取り込んでいくということも必要ではないかなということをおもひます。

そういった中で、市長にお伺いをしたいんですけど、やはりこういった本当に、利便性のといますか、本当にいい場所であるということをお思いますと、そういった2次総に上げてあります計画を進める上では、やはり行政が当然中心になろうかと思えますけども、市民の皆さん、また地域の皆さんのいろんな意見をお聞きしながら、事業によって、よりよい地域づくりといたしますか、そういったことになるような計画推進であってほしいなということをお思います。

そうした中で、いろんな地域、審議会に係る地域協議会があったり、地域によっては、白鳥ですと地域まちづくり会議があったりとか、いろんなそういった地域のことに対して一生懸命取り組んでみえる皆さんがみえるということだろうと思えますが、やはりそういった人たちを巻き込んだ協議会、推進会議とか、検討会議、そういった推進をする組織を立ち上げて今後取り組んでいく、そういったことが必要ではないかなと思えますが、市長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 中部縦貫道の整備に関連をして、結節点であります白鳥地域を中心にした郡上市の北部、どのように地域づくりを進めていくかということでもありますけども、先ほど来話の出ております、まず一つ手を打ったのは、清流の里しろとりを道の駅化したということであるということであるというふうに思えますし、また今、補正予算でもいろいろ所要の予算をお願いしましたけども、やはりあの地域の工場用地の確保というようなことも考えていきたいというふうに思っています。

そのほかもろもろのことを進める必要があるわけですが、御指摘がありましたように、まず私たちとしては、相手としていろいろと御相談をし、また御意見も伺いしたいと思いますのは、やはり白鳥町の地域協議会であったり、あるいは観光協会であったり、あるいは商工会の支部であったり、また、最近では白鳥町を中心に長良川鉄道を意識しておっていただくわけですが、ローカル鉄道で地域を元気にする会というような新たな会もできました。

そういうことで、非常に市民の皆さん方も、これからどうしていこうかということについて、そうした意欲を持って将来を考えていこうという機運が盛り上がっておりますので、まずは、そうした方々と意見交換をしながら、あるいは情報を共有しながら、今の特別の組織を立ち上げるかどうかということにつきましては、よくその必要性を見きめて、もしやるとするならば、新年度の一つの施策というようなことで考えてまいりたいというふうに思っています。

（12番議員挙手）

○議長（渡辺友三君） 清水正照君。

○12番（清水正照君） ありがとうございます。今回は、こうして白鳥地域における地域振興事務所がかかわる計画について取り上げさせていただきましたけど、それぞれの地域で、やはり現状

と課題を精査しながら、こうした提案がなされてきたというふうに思います。

総合計画の冊子見ますと、振興課というような位置づけでの担当課が、目標6の、個性あふれる地域を推進するまちといった目標6の部分には振興課が担当ということで、多く、ほとんどがその仲立ちでなっておりますけども、やはりそれぞれの地域が提案されたそういった事業が順調に推移するというか、そういったことを私たちは期待をいたしたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

それでは次に、職場環境についてお伺いをいたしたいと思います。

政府は、働き方改革を一億総活躍社会実現のための最大のチャレンジと位置づけ、同一労働同一賃金や長時間労働の是正など、働き方改革を打ち出しています。

この働き方改革実現会議で議論を進め、今年度中に具体的な実行計画をまとめるというような方針ということで、新聞記事を読まさせていただきました。

郡上市の状況はどうなってるのかお聞きをしたいわけですが、国の方針が示されてから具体的に取り組みは進められることと思います。

働き方を改革しようとする、業務量に応じた適正な職員数の確保が必要になってくると思いますが、ここでは定員適正化計画により、正職員数は減少しておるというふうに思いますが、その減少を補うように日々雇用であったり、嘱託であったりというような臨時的な職員数が増加しているというふうに思います。

合併後の職員数の推移について、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長公室長 三島哲也君。

○市長公室長（三島哲也君） 合併後の定員適正化計画に伴う正職員数の推移、それから臨時職員の推移ということでございます。

まず、定員適正化計画でございますけど、平成18年の3月に、5年間の計画として策定されまして、現在は平成25年4月に2次改定を行って、現在に至っております。計画期間は平成30年度ということでございます。

この計画でございますけど、に伴いまして、結果としまして、合併当初の平成16年4月1日に1,099人であった職員が28年4月1日現在では863人となりまして、236人の減員となっております。

また、平成28年度の計画目標値が882人ということで、目標値より19人少ない状況ということになっております。

これは、計画的な削減もありますけど、看護師、保育士、幼稚園教諭などの一部の専門職の退職に伴う欠員が、新規採用で補充できてないということも一因としてあるということでございます。

臨時職員でございますけど、これは、病院、保育園全てを含めた臨時職員でございますけど、雇

用状況につきましては、雇用保険の対象となります週20時間以上の勤務をする職員ということで、平成16年度は379人に対しまして、平成28年度493人ということで、114人の増となっております。

臨時職員の採用に対する考え方でございますけど、看護師、保育士、幼稚園教諭、介護福祉士等の専門職については、退職に伴い欠員が生じて、正職員の採用・配置ができなかった場合に、臨時職員を採用しとるということでございます。

また、短時間勤務の雇用ということが多くなっておりますので、そういったところについても、臨時の職員を採用するということになってます。

また、これらの専門職では、出産に伴う休暇や育児休業を取得する場合にも、臨時職員を採用して補つとるということがあります。こうした場合、この場合でございますけど、正職員で、そういったときに正職員を採用しますと、その職員が復帰した場合に、また職員数が増加するというようなことで、臨時職員で対応をしておるということでございます。

こういったことでございますけど、正職員での退職者補充を行わない方針としている単純労務職は、臨時職員へ切りかえておりますし、あと障がい者雇用、そういったものについても臨時職員で雇用しとると。そういったルールを持って、臨時職員を雇用しとるということでございますので、単純に正職員が退職して、それに伴って事務等々において、そのところを臨時職員で補っておるとい、必ずしもそういったところで補っておるもんでないという現状でございます。

あと、臨時職員がふえた要因、ちょっと分析してみますと、市民病院が46人の増となっております。これは、18年度に病院規模を拡大しまして、診療科の増加、受付体制の増加等々によって46人の増加となっております。

また、教育委員会では60人の増加がございます。これにつきましては、発達障がい等によります児童の安全確保等のための学校支援員の配置により23人、それから学校図書館司書の配属による増が9人、それから公民館専任主事、そういったふうにより10人の増。それから、幼稚園の未満児等に伴う法定職員数を確保するための保育士として14人、そういったところが臨時職員をふやすことになっております。

また、偕楽園におきましても、介護業務を中心として19人増ということになっておるところでございます。

臨時職員につきましては、病院や保育園などにおける法定職員数の確保、利用をいただく方へのサービス向上のために、また、学校などの教育現場の児童の安全確保等々のために必要なところで臨時職員を確保して対応したというものでございますので、よろしく申し上げます。

(12番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 清水正照君。

○12番（清水正照君） ありがとうございます。先ほど、冒頭言いましたように、今後、働き方

改革の中で同一労働同一賃金とか、そういったことが課題になってくるのかなということを思いますけども、やはりそういった今の状況を見ますと、必要な箇所で、必要なところで臨時的な職員がふえておるとようなふうにお聞きをいたしました。やはりそういったことを踏まえながら、今の国が示してくることを踏まえながら、また今後の対応が必要になってくるんじゃないかなと思いますが、よろしくお聞きをいたしたいと思います。

それでは、次に、平成24年ですので、4年前の12月でしたか、一般質問において市長に、職員に求められる姿というようなことで質問をさせていただきました。

そのときに、市長は、職員はプロフェッショナルであれ、税に支えられてる公務員は、市民の役に立つことを使命とし、地域の課題を捉える能力、政策手段を構想する能力、それを実行するプロとしての能力が求められると述べられております。

そうした志を持ちながらも、勸奨による退職や自己都合による退職など、定年を待たずに早期退職される方があります。自己都合による退職は一身上の都合による退職という取り扱いだというふうに思いますが、早期退職者の実態、退職理由について把握されておれば、お伺いをいたしたいと思います。よろしくお聞きをいたします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長公室長 三島哲也君。

○市長公室長（三島哲也君） 自己都合による退職の理由ということでございますけど、一身上の都合というところで提出されてるものが多いでございます。

それにつきまして、市としましては、可能な限りその所属長が、その内容等について聞いております。もちろん本人の考え方、さまざまありますので、非常に聞きにくい等ところございますので、非常に細かい内容まで踏み込んで聞き取りをできないということは多々ありますので、そういった中での聴取ということになっています。

昨年度のそういった中でございますけど、理由を聞いてみましたところ、自身の健康上の理由……、済みません、昨年度は自己都合の退職理由としましては、自己都合による理由が3件、介護によるものが5件、それから婚姻によるものが2件、転職等によるものが3件、その他として5件というようなところで、昨年度は自己都合の退職者は18人ということになっております。

退職というところにつきましては、本人がさまざまな事情によって判断されるということでございますので、そういった本人のところの申し出というのは、やはり尊重すべきものとして扱っております。

また、職場内等々で問題があつて悩むと、そういうようなところにつきましては、心と体の相談員というのがありまして、そういうところに相談をさせていただいております。いただいておりますし、人事課や別組織でありますけれど、公平委員会というのがありますので、そういったと

ころに相談していただいて、そういった職場内での問題等については、そういったところで解決に向けて取り組んでおりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(12番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 清水正照君。

○12番（清水正照君） なかなか個人的なこともあって、深く入れないというようなこともあるようですけども、今ほどありましたそれぞれの退職理由があるわけですけども、心と体の相談員であるとか、公平委員会、そういったところの、何ちゅういいいますか、お世話になった方ちゅうのはどんな状況ですか。

○議長（渡辺友三君） 市長公室長 三島哲也君。

○市長公室長（三島哲也君） そういったところで相談があった場合におきまして、やはりその職場内の上司、あるいは職場内の同僚、そういったところのさまざまところから聞き取りを行いまして、果たしてそういったところについていろいろな問題があったかどうか、そういうとこをよく調査して、その上で、本人にも事情を聞いたりして、その解決に当たったということをございまして、昨年度におきましても、そういったところをもって退職したっていうことには、そういった例はなかったというふうに考えております。

(12番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 清水正照君。

○12番（清水正照君） ありがとうございます。わかりました。

それでは、次に、郡上市の職員人材育成基本方針、これ、平成19年3月に策定をされとるわけですが、この中には、階級別の役割や行動、その求められる能力や制度、また研修、職場診断の導入など、具体的な施策が示されております。

この件につきましても、市長は、公務員としての知・情を兼ね備えた人間性が求められる。これらの能力を発揮するために、良好な職場環境づくりが大切であり、それぞれの立場において求められる職員像を目指して、日々研さんすることに期待し、それを牽引したいということを述べられております。

職場内での上下関係や、本庁と振興事務所の関係など、郡上市を牽引する職員が能力を最大限に発揮できる、また、職員にとって働きやすい環境になっているかということをお聞きをいたしたいと思ひます。これは、市長のほうにお伺ひをしたいと思います、よろしくお願ひいたします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思ひますが、今、御質問の職員が働きやすい環境になっているかどうかと、こういうことであります。

私の立場からは、なかなか実態が、私自身としてはそれに意を用いてきたつもりでありますけれども、個々の職員にとってはいろんな問題もあるかもしれないとは思っておるところであります。

そうしたことの一つの指標が、例えば、職員がメンタルの理由で、例えば休職をしているとか、あるいは長期休暇者があるかといったようなことです。そのほか、例えば、非常に過重な勤務というようなことで、病気の休職者あるいは長期の休職者はないかというようなことでありますけれども、私としてはそういうことにも一応注意を払っておるところであります。

例えば、今現在、私の手元にある資料では、平成27年度の実績でいいますと、病気で休職している人が2人、メンタルで休職してる人が1人、あと、出産等で休職していらっしゃる方とかはまた別ですが、それから、長期の休暇者としては、やはり病気で4人、それからメンタルで1人というようなことで、いずれもメンタルというような要因ですと、休職している人が1名、メンタルが1名というようなことで、過去、年度によってはメンタルの休職者が7名とか、5名とか、4名とかっていらっしゃる年度もございます。そういう意味では、いろんな努力によって、ある程度そういう点は、少し改善の方向へ向かっているのではないかと、私自身は思っております。

今、お問い合わせの役所の中、上下関係、あるいは本庁と出先というようなことがいろいろあります。これは、私も長い役所の生活の中で、よく、すまじきものは宮仕えなどという言葉もありますけども、とにかくこれは別に役所に限らず、いろんな民間にとっておいても、組織というものの中で働く人間にとっては、いろんな仕事の仕組み、やり方の中でいろんなあつれきがあったり、あるいはそういうことだけでなしに、個々人の人間関係という意味でも、いろんなストレスを受けたりというようなことはあろうかというふうに思っております。

そういう意味で、私は、就任以来、やはり自分の経験からも、仕事自身は厳しく、これを甘くしてはいけませんので、厳しくということですが、あくまでも人間関係というものは、相互の信頼に立って、やはり上に立つ者は下の者を思い、自分の若かったころの経験をよく思えばわかるわけですが、また、部下はまたいろんな意味で素直に、やはり自分が努力、向上するというような立場から、やはり努力をしてもらいたいというふうに思っております。

そのようなことで、この私も就任以来8年ほどやってきたんですが、正直申し上げまして、そうした職員の資質、能力の向上ということに努めてきたつもりでありますけども、全体としては、やはり私は職員はよく頑張ってくれてるというふうに思っておりますが、いまだ唇をかみしめることもあります。このようなことかというところはあって、まだまだ努力が足りないなと思うことがあります。

これは、しかし、上に立つ者が、トップは市長であります、さらに例えば副市長、部長、課長、課長補佐、係長、係員というような形で一つの組織を構成してるわけですから、それぞれの立場に立つ者が、やはり風通しのいい、人間関係のいい、そして、しかし仕事にはしっかり取り組むと、

市民の皆さんに信頼をされる仕事に取り組むと、こういう市役所あるいは市の組織の風土、文化っていうものをつくっていききたいと、これは、まだ努力途上であるというふうに思っております。

そしてまた、本庁と出先という問題も、これは私も経験ありますが、とにかく出先の機関におりますと、何となく指示を受けるばかりというような思いをしがちですが、決してそうではないと。自分たちが問題を発見し、その解決を提案しというようなことで、頑張ってもらいたいというふうに思っております。必ずしも出先機関は、本庁からの下請ではないというふうに思ってます。市民のために耳となり、目となり、そして頭脳となってやっぱり働くと、それは、本庁も出先も一緒だというふうに思います。

先ほどの中部縦貫自動車道等の関係のいろんな振興策というのものも、だから、振興課と書いてあるのはそういう意味なんです。振興事務所が、やはり単に言われたことを上から、本庁から言われたことをやるということではなくて、一番身近に、現地における振興事務所が頭脳であって、そして、やはり必要な予算化なら予算化するための提言をすとか、そういうやはり気概を持って仕事してもらいたいというふうに思っております、そのようなことを今後も、そういう方針で組織を引っ張っていききたいというふうに思ってます。

いろいろ人間関係等の問題については、今、新規採用職員が入ってきますと、エルダー制度ということで、その職場のお姉さん、お兄さんという形で、先輩の職員が一定期間、1年間ほどはりついて、これはこうするんだよというようなことを1対1の関係で指導をするというような制度も設けて、新規採用の職員が組織の中に入って仕事がしやすいようにしております。

また、今年度からですが、これも、この議会でも申し上げましたが、今、法律に基づいて、先ほどから話しておりますストレスチェックというようなこともいろいろやって、職員の皆さんが申告をして、これは、私たちにはわからないように、いろいろと実際に職場で仕事をする上でストレスを受けていると、あるいはそれについて助けを求めたいというようなことであれば、必要な手を打つというようなことも、そういうことも考えて実施をしまいたいというふうに思っております。

それからまた、特に職場の上に立つ職員に対しては、やっぱりリーダーとしてのリーダーシップのこうしたことについても、機会あるごとに研修を受けていただいたりいたしております。

また、青木副市長には、就任早々ですけれども、とにかくそういった本庁と出先の間がうまくいっているかというようなことで、各振興事務所等を回って、いろいろ職員の声も聞いていただいているというようなことでございます。

いずれにいたしましても、御指摘のように、郡上市のいろんな各班の組織が、職員が、それぞれが力いっぱい仕事ができるようにしてまいりたいというふうに思います。

1人の人間が5割アップの能力を発揮しても、10人の人が1割アップずつ全員がする力には及ばないというふうに思っております。そういう意味で、やはり全体の、職員全体がやはり、私たちは

真摯に職務に向かって、お互いに気持ちよく働けるように努力をしまいたいと思います。

まだまだ至らない点があると思いますけども、そのような考え方で努力をしまいたいというふうに思います。

(12番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 清水正照君。

○12番（清水正照君） ありがとうございます。今、市長のお話を伺って、市長が一番ストレスがたまってみえるのではないかなと。唇をかむことが少なくなればいいなということを思わせていただきました。

やはりプロとして、やはり市民を先導し、また、郡上市を牽引していくという立場にある職員の皆さんが、やはり元気で、人間関係も良好の中で、こういった職場環境、良好な職場の中で勤めていただくことが非常に、先ほど言われた能力を発揮していただく場としての、大切じゃないかなということを感じました。

もう一つ質問といたしますか、思いを話そうかなと思ってたんですが、市長が大体こちらの思いを話そうとしたことについて回答いただきましたので、これで質問を終わらせていただきますけども、皆さんの、職員の皆さんがしっかり能力を発揮できる環境で働いていただくことを期待して、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（渡辺友三君） 以上で、清水正照君の質問を終了いたします。

昼食のため、暫時休憩といたします。再開は、午後1時を予定しております。

(午前11時43分)

---

○議長（渡辺友三君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午後 0時58分)

---

◇ 尾 村 忠 雄 君

○議長（渡辺友三君） 15番 尾村忠雄君の質問を許可いたします。

15番 尾村忠雄君。

○15番（尾村忠雄君） ありがとうございます。議長より質問の許可をいただきましたので、通告にしたがって一般質問のほうを行います。

その前に、6月議会定例会におきまして、私、公共交通体系の見直しということで質問をさせていただきました。市当局においては、北部、牧戸とか、ひるがののほうから白鳥の駅に向かってくるバスにつきまして、見直しをというようなことで病院前の駅を要望しました。これはまさに市民の皆さんの御意見でありまして、お伝えしたところ、鷺見病院前、そしてまた白鳥病院前のバス停

をつくっていただきました。本当に高齢者の方はもちろんでありますけれども、市民の皆さんも喜んでみえますので、本当にありがとうございました。

そしてまた、運行管理者であります株式会社白鳥交通さんにも、お世話になりました。本当にバスについても、中の案内表示等をコンピューターで動かいておるといふことでありますので、そういったことにも心からお礼を申し上げたいと思います。ちなみに、運行は10月からということでもありますので、市民の皆さんも大いに利用していただけることと思っておりますので、よろしく願います。ありがとうございました。

それでは、今回の質問に入らせていただきます。

大項目としては2点について質問をいたします。

まず一点目、障がい者福祉施策について、お伺いをいたします。

この施策については、世界的な見地から考えなければならないということでもあります。そうした中、国においては国際連合で採択していただいた障害者の権利に関する条約に署名して障害者基本法が見直されたということでもあります。そうしたことを踏まえ、障害者総合支援法が改正され、この10年間の間に多くの障がい者への施設に係る数多くの法律の制定があったということでもあります。また、児童においては児童福祉法及び障害者自立支援法の一部が改正され、相談支援の充実並びに障がい児の方々への支援強化が図られ、また障害児の定義も見直され、発達障害についても、障害児支援の対象として児童福祉法に位置づけられたということでもあります。

こういったことを踏まえ、市においては第2次総合計画の中で、障がい者の方々への福祉施策の計画を立てていただいております。また、第4期郡上市障害福祉計画の中では「みんなで創り、みんなで育む、安心して暮らし続けられるまち郡上」の中で、障がい者の皆さんの立場に立った計画を立てていただいております。また、本年度予算においても、障害福祉費の中でも、これでいいとは思いませんけれども、精いっぱい予算編成をしていただいたと考えております。

こうしたことを踏まえて市内の小中学校、また高校において、市内外を問わず、特別支援教育が行われております。こうした交流は、学校、生徒たちにとっても障がい者の方々にとっても、人間として最も大切な交流と考えます。こうした交流を通して小中学校、特別支援学校との交流で社会的自立のための教育をどう考えておるか、また特別支援学校の職業能力育成の指導と小中学校との連携強化について、どう対応しているか。一点目、教育長にお伺いをいたします。

○議長（渡辺友三君） 尾村忠雄君の質問に答弁を求めます。

教育長 石田誠君。

○教育長（石田 誠君） それでは、尾村議員の、障がい者の社会的自立について、お答えをします。

郡上市では「自立・共生・創拓の教育」を目指し、しなやかで、たくましく生きる力を持った自立した郡上人の育成に努めてまいりました。特に、小中学校の特別支援学級や通級指導教室、特別

支援学校では、自立活動という授業を週に1時間から3時間程度行っています。

自立活動とは、特別支援学校の学習指導要領に示された指導領域で、障がいを持つ児童生徒が社会によりよく適応していくための、資質を伸ばすための指導を行うための特別の指導領域です。また、その指導要領には、自立に向けての指導は自立活動の時間だけではなく、学校の教育過程全般を通じて適切に行うことを規定しております。

そこで、各学校の特別支援学校においては、在籍する児童生徒の障がいの状況や発達の段階に応じて、個に応じた適切な指導計画のもとに自立活動を実践しております。具体的には、遊びや作業を通じた他の生徒や教師と行うソーシャルトレーニングや、運動、遊び、作品づくり等があります。特に、知的障がいの児童を対象とする特別支援学級や特別支援学校の活動として、自立活動に加えて生活単元学習という時間を設けて指導をするようになっており、多くの学校で指導を実践しております。

生活単元学習とは、生活上の課題処理や課題解決のための一連の活動を経験させることによって、自立的な生活に必要な知識や技能を実際的に総合的に学習するという指導体験のことです。具体的なものとしては、いろいろなものをつくってバザーをしてみようとか、野菜を育てて調理して食べようとか、みんなを誘って運動会をしようとか、そのような活動をしております。自立活動も生活単元学習も、各学校で対象となる児童生徒の障がいの状況や発達の段階、その他の生活上の課題に応じて実践をしております。

学校の日常活動では、自分の身の回りのことをできる限り自分で行うための知識や、技能を身につけるための学習や練習をしておりますし、さらに買い物や公共交通機関の利用など社会生活に必要な知識や方法を学ぶ学習などで、実際に郊外に出て活動したり、体験することも重視して進めております。

また、特別支援学級の児童が同学年の通常学級の児童生徒と活動をしたり、特別支援学校の児童生徒が交流籍のある地元の学校で学習をすることなども行っております。このことについては障がいのある児童も、それから交流を置く通常学級の生徒にとっても有意義な活動となっております。

自立の活動に向けた学習や指導は、それぞれ先ほども述べたように各小中学校、それから高等部等で行われておりますが、これらは1年間を通して個別の指導を行うとともに家庭や学校、関係機関が、その子の成長に伴って長いスパンでどのような支援をしていくか、どう自立に導くかという個別の支援計画を持って進級、進学にも対応して継続的に指導できるような計画を立てております。

また、将来の就職に向けた職業にかかわる能力や直接的に身につける学習として、郡上特別支援学校の高等部においては、作業学習という授業で週10時間程度、調理、サービス、木工、縫製の4つの班に分かれて学習をしております。この学習をもとに2年生、3年生は、市内の協力企業や授産所施設等で2週間の現場研修を年2回行っています。また、身につけた知識や技能を市内の中

学校や高等学校で発揮し、施設の掃除や、それから飲食店での接客方法などを中学生や高校生に指導するという交流も行われておりますし、テレビ等でも紹介されております。このように小中・高とで障がいのある子どもたちの自立に向けた取り組みをしております。

以上でございます。

(15番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 尾村忠雄君。

○15番（尾村忠雄君） ありがとうございます。

ちょっと話は変わりますけれども、今、パラリンピックがリオのほうで開催をされております。けさ、400メートルの陸上に出られて銅メダルを得ました、辻沙絵さんがお話をしていました。多くのことを犠牲にしてきたので、これをお返ししなければならない、というお話でございました。まさに、世話になった方々にお礼を申し上げなければいけない、そういったことではないかなと思っております。

今回このパラリンピックを見ておりますと、やはり障がい者の方々、本当にポジティブで、きずなを大事にしておるなっていうようなことを僕自身は感じております。そういった意味において、学校においても、パラリンピックばかりじゃないとは思いますが、いろんな教育をしていただきたいと思っております。

もう一点は、ことしの7月26日でありましたけれども、相模原市のほうで本当に凶悪と申しますか、そういった事件が起きました。私、その1週間後の新聞をここに持ってきておりますけれども、本当に残忍なといいますか、人間としては考えられない事件ではあったと思っております。

この新聞の記事を読みますと、「ニュースを見て気持ちがどうにもおさまらなかった」「差別や偏見をなくすため「障がいがあることは特別ではない」と子どもたちに教えていかなければならない」と。そして、「人は生きる権利があり、健常者も障がい者も、関係ない」ということが載っております。まさに、学校教育においても、もちろん勉強も教えていただかなければならないと思えますけれども、こういった授業も大切ではないかなと思っております。やはり障がいを持った方々と学校、生徒との交流、連携が大切だと思っております。今後ともよろしく願いをいたします。

次に、特別支援学校、また施設において、卒業後についての質問をいたします。

障がい者の方々には障がいを持って生活している中で、もちろん就労を希望している人も多くいます。そうした方々の中にも生産活動や職場体験などを生かし、就労を希望している方が多くいます。ただいま教育長さんからお話が合ったとおりでございます。そのために就労に必要な知識や能力の向上を目指して頑張っておられる方々にとって、本人の適性にあった職場への就労が必要と考えます。

こうしたことを踏まえ、特別支援学校、また施設等、卒業後の進路状況について、障がい者の

方々の市内企業への就労の現状と、事業主の障がいのある方の雇用に関する法定雇用率制度についてもお聞きをいたします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

商工観光部長 福手均君。

○商工観光部長（福手 均君） お答えを申し上げます。

まず、市内の障がい者の方の就職状況でございますけれども、郡上市特別支援学校の卒業後の就職先につきましては、平成27年度は9人の卒業生のうち5人が一般企業への、いわゆる一般就労を希望されました。5人のうち4人が市内の企業、そして1名が県内の企業、市外ですけれども、岐阜県の企業に就職したということでございました。それから、その1年前の平成26年度は15人の卒業生のうち8人の一般就労希望者がおられましたが、市内企業に6人、そして県内企業に2人が就職をされております。

また、続きまして、国と郡上市の障害者雇用の助成制度でございますけれども、国におきましては特定求職者雇用開発助成金という制度がございまして、障がいの程度と労働時間などで異なりますけれども、1人の障がい者の雇用については80万円から240万円という年額の助成金が2年から3年、その企業に対して支払われると、そういう制度でございます。

また、郡上市におきましては、その国の助成が終わった後も同じ障がいの方を雇用継続されれば、市の障害者雇用奨励金交付要綱に従いまして、お1人について月2万円、年額24万円が、1年間ですけれども、その費用に対して支払われると、そういうものでございます。

このような、いわゆる国と郡上市の助成制度の実施状況ですけれども、現時点で国の助成金を受けておる企業は、郡上市内で20社ございます。対象の障がいのある従業員の方は29人おられますけれども、そういった結果、また郡上市の障害者雇用奨励金は企業4社に対しまして、対象の従業員の方は7人ということで交付をしております。

また、御質問のありました、いわゆる障がい者の雇用率でございますけれども、従業員50名以上の事業所等には、いわゆる障がい者の雇用率2%という達成義務が課せられておりまして、郡上市に本社がある企業で該当する企業は19社ございます。その、いわゆる達成率というものをハローワークの岐阜八幡で確認しましたところ、いろいろな細かい条件がありまして、例えて言いますと、障がい者の自己都合で退職した場合にはカウントしないという条件がございますけれども、そういった諸条件も加えてハローワークのほうとしましては、郡上市内の企業は全て問題ないという見解を持っており、そういう御回答をいただきました。

最後に、雇用促進の市の対策でございますけれども、市では国の助成制度が終了する企業に対しまして、郡上市の助成制度を、次はこういう制度がありますよということを通知をしております。そして、雇用を継続するように働きかけをしておりますし、また郡上市の雇用対策協議会では、郡

上市特別支援学校に対して「郡上未来塾」と、午前中も紹介しましたがけれども、そういった、いわゆるプログラムで支援学校の先生に対して市内企業を見ていただいて御紹介して、生徒が働くために必要な指導に生かしてもらおうようにしております。また、雇用対策協議会の職員が模擬面接を行いますけれども、その場合の、いわゆる指導とかもしておりますし、これらの活動を通じて今後も障がいの方の就業に対して支援してまいりたいと、そのように思っております。

以上でございます。

(15番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 尾村忠雄君。

○15番（尾村忠雄君） 今月、9月5日から11日まで、全国一斉ではありますけれども、「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化月間ということであります。やはりこういった月間を設けていただき、皆さん方に知っていただく、そういったことが大切かと思っております。

就労支援につきましては、ただいま部長のほうから答弁をいただきました。まさに、郡上市にとっては事業主とハローワークとの連携、これが一番必要ではないかなと思っております。そういった意味において、就労の場が確保できるよう御努力をいただきたい、そういったことを思っておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、中部縦貫自動車道を見据えての市の考え方、対応についてお聞きをいたします。

郡上市は、東海北陸自動車道、縦軸でありますけれども、そして国道156号線、そしてまた、せせらぎ街道等々がある中で、いよいよ横軸の道路ができてくるということでもあります。その一つとして、中部縦貫自動車道、そしてまた濃飛横断自動車道等々が横軸で郡上市にできてくると思っております。やはり道路を整備することによって、経済はもちろんでありますけれども、いろんな相乗効果が出てくることは間違いないと思っております。

私は、この中部縦貫自動車道、この道路については、ただいま福井インターから大野インターまでが本年度中に開通して、その後、予算次第ではありますけれども、大野インターから油坂峠道までの未改良部分の工事が急ピッチで行われると思っております。そして、この自動車道が全線開通をいたしますと、北陸、特に福井県、石川県の物流の流れが大きく飛躍して、東海地方はもちろん、信州方面、双方向ではありますけれども、影響が大である大きな転換期になることは間違いないと思っております。

そこで今回の質問は、一点目として、大野インターの次には和泉インターが計画されているということでもあります。そして、この和泉インターは現在の158号線より東側に入ったところだということでもあります。この計画されております和泉インターをおりたところには白山中居神社朝日線、俗に言う県道127号線に接続ということで、現在この道路については県境、つまり福井県、岐阜県の県境付近が道路幅も狭く、冬期間は通行どめを余儀なくされております。改良区間にして約5キ

口弱と聞いておりますけれども、福井県、岐阜県にとっては約半分ぐらいずつと聞いております。

今後は、この大野市の和泉インター開通後、白山中居神社朝日線の改良が、郡上市にとって、また石徹白地域のライフライン確保のためにも必要と考えますが、現在までの状況、今後の計画等についてお伺いをいたします。

○議長（渡辺友三君） 答弁。建設部長 古川甲子夫君。

○建設部長（古川甲子夫君） では、一般県道白山中居神社朝日線の状況について、まずお答えさせていただきます。

岐阜県と福井県をまたぐ本路線は、郡上市の白鳥町石徹白の白山中居神社前が起点でありまして、そこから南に進み、路線の大半は九頭竜川水系の石徹白川に沿って福井県大野市に入りまして、石徹白ダム、天狗岩等を通りまして、大野朝日の大野市役所の和泉支所近くの国道158号交差点が終点となるわけでございます。総延長が17.7キロ、改良済み延長が13キロでございます。未改良区間の延長が4.7キロあり、冬期間の通行規制がありまして、延長が8.1キロということになります。

ちなみに、岐阜県側の全体延長は5.3キロで、うち改良済み延長が3.3キロ、未改良が2キロということ。なお、冬期の通行規制区間が1.9キロというような状況です。昨年、冬期の通行規制の期間につきましては、27年の11月27日から28年の4月28日までの間が規制区間で通行どめとなっております。

先ほどもちょっとありましたが、現在、中部縦貫自動車道の（仮称）和泉インターチェンジは、この大野市貝皿地区のこの当路線に接続するというようになっております。なお、平成27年度の市のほうの改良の要望の状況なんですが、27年の7月16日に郡上土木事務所の管内要望ということを行っております。また、同月の9日に石徹白自治会長及び福井県大野市和泉地区の区長会会長名で郡上市に要望がありまして、それを受けて郡上市とともに郡上土木事務所のほうに要望を行っております。また、27年の11月18日には県選出国會議員への要望、また同月の27日に県土整備部長への要望も行っております。

今後の対応なんですが、引き続き、この未改良区間の道路改良と冬期通行規制区間の解除に向けて、県のほうへ要望を引き続き行っていきたいという状況ですので、よろしく願いいたします。

（15番議員挙手）

○議長（渡辺友三君） 尾村忠雄君。

○15番（尾村忠雄君） 石徹白地域においては越県合併ということでありまして、先般も市長のほうからお話がありました。昭和33年10月15日に、白鳥町に越県合併したということでありまして。旧石徹白村においては、小谷堂と三面と石徹白村と3つあったところでございますけれども、石徹白村が白鳥町に合併し、小谷堂、三面が和泉村と合併したということでありまして。

その前にこの石徹白地区においては穴馬村との合併の話があったということでありましてけれども、

この話には乗っていかなかったというようなことで、白鳥町に越県合併して60年弱、半世紀以上たっておるということでもあります。

私、この「石徹白越県合併史」という本を読まさせていただきました。賛成派、反対派いろいろある中で、賛成派の方の御意見としては、岐阜県へ行くことは「春の花が咲き、空が明るくなる春の彼岸」と、福井へ残ることは「雪の近い秋の彼岸」と。もう一点は、「雪模様の日に空を仰ぐと、北陸の空はどんどん暗く、岐阜は明るい。その線が役場の上で分かれている」と。もう一点は、「実家は福井県にあって心残りですが、冬は絶対に帰れず、親の死に目にも会えない覚悟をしております」と、この60年弱前に言ってみえた方の言葉が載っております。

まさに、この越県合併という、かなり厳しい中で白鳥町と合併し、今は郡上市になっております石徹白地域であります。こういったことで、もう長年懸案でございました白山中居神社朝日線につきまして、御努力をいただきたい、そう思っております。

一昨年の冬は本当に雪が多くて倒木等があったということでもあります。ここの白山中居神社朝日線については、そういったこともなかったということでもありますけれども、やはり倒木等でライフラインであります電線がカットされたりしますと、石徹白地区においても本当に生活の中で、電気はもちろんでありますし、水道の凍結等々ということになりますので、どうかよろしく願いをいたしたいと思っております。

先ほども出ておりましたけれども、やはりこういったことには大野市との連携が必要かと思っております。部長のほうから答弁がございましたように、いろんな連携をしております。中部縦貫自動車道促進連盟等々、これは私も去年行かさせていただきました。こういったことや交通安全の連絡協議会、防災応援協定、そして先ほどの質問の中でも出ておりました、道の駅の連絡協議会等々のつながりがあるということでもあります。そういったことを生かしながら早期に実現できるよう、御努力をいただきたい、そう思っておりますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、中部縦貫自動車道についての二点目の質問であります。この自動車道が油坂峠道につながった場合、先ほども申し述べましたが、物流はもちろんでありますけれども、商工観光、その他経済効果は市にとって大なるものがあると考えますし、市としてもこの機会を見逃す手はないと考えます。郡上市としても、いろんな施策を考えておられると思いますが、私なりの考えを述べさせていただきます。

まず、双方向が考えられますけれども、中部縦貫自動車道白鳥西インターを下車し、白鳥ループ橋を下り、国道156号線を北上、そして前谷石徹白線、そしてただいま申し上げました白山中居神社朝日線のルートである周遊コースを提案したいと思います。

市長さん、副市長さん、部長さんのところには、周遊コースのことを書いたペーパーをお渡ししております。この白鳥西インターから石徹白の前川橋、懸案でございます、ちょっと橋の幅が狭く

て大型のバスが通れないというところであります。ここまでが約20キロ、そして石徹白の前川橋から大野市の小谷堂、ここは改良区間になろうかと思えますけれども、約5キロと、先ほど部長さんからお話をいただきました。そしてまた、小谷堂から道の駅九頭竜、ここまでが20キロということで、この道の駅九頭竜のところに和泉インターが、仮称でありますけれども、予定をしておるわけでございます。

そして、この和泉インターから白鳥西インターまでが20キロ、周遊コースとしては約65キロであります。そして、その道路沿いには、ここに書いておりますけれども、油坂さくらパークから藤路の桜、清流の里しろとり、そして長滝へ行きますと、長滝白山神社、長瀧寺阿尼院、そして白山文化博物館、道の駅白鳥、長良川あゆパーク、仮称ではございますけれども、あります。そして、前谷のほうへ行きますと、日本の棚田100選の正ヶ洞棚田、村間ヶ池、そして日本の滝100選の阿弥陀ヶ滝があります。

そして、先般指定管理をしましたアウトドアスタイルあみだ、そしてあと民間の温泉、スキー場等々があり、カルヴィラ石徹白、宿泊施設でございますけれども、そしてその横には冒険の森、そして中居神社のほうへ行きますと太子堂、そして今回指定されました白山ユネスコエコパーク、石徹白大杉、国の天然記念物であります。そして、和泉に入りまして石徹白ダム、和泉のほうには和泉スキー場、先ほど部長が言っておりました天狗岩ファミリーパーク、ダム家族旅行村等々ありまして、道の駅九頭竜があるということであります。

こういった約45キロ、中部縦貫を入れないところにつきまして、これだけ多くの旧所名跡、そしてまた観光に匹敵するところが多くあるということであります。こういったことを踏まえて、市のほうはどういった考えでおられるか、お聞きをいたします。

○議長（渡辺友三君） 尾村忠雄君の答弁を求めます。

商工観光部長 福手均君。

○商工観光部長（福手 均君） 御回答申し上げます。

ただいま新しい観光コースというか、周遊コース、そういった御提案の資料をいただき、御提案いただきました。ありがとうございます。

ちょうど今、あゆパークの整備あるいは道の駅の建てかえといったことで、非常にあすこのところが追い風が吹いておるといいますか、そういったことは我々も当然認識しておりまして、あと観光連盟ではホームページにいろいろな、いわゆる周遊コースのモデルコースを掲載して情報発信しております。ちょうど今おっしゃいました、このコースがことしの夏からホームページでアップしておりまして、今御提案いただきましたこの幾つか郡上だけでも24ですけれども、このうちの半分ぐらいはもう既にここで情報を発信しております。そういう面では非常にタイミングのよい御提案をいただいたというふうに思っております。

この情報発信の中身としましては、いわゆる白山のパワースポットとカフェめぐりということで、道の駅も新しい道の駅を紹介しておりますし、あるいはサンプルづくり体験でありますとか、そういったことも紹介しております。また、3つの新体験ということで、冒険の森あるいは花酵母の日本酒づくりと、そんなことも情報発信をさせてもらっております。

そういう面では、今御提案の中では福井県のほうまではまだ及んでおりませんが、今後、福井のほうまで延ばした形で、いわゆる周遊コースというのは十分に可能性があると思っておりますし、午前中に申し上げました、いわゆる今後は福井県大野市を窓口としまして、福井県との広域連携が急務でございますので、その中に促進の一環としまして今御提案のありました、いわゆるコース設定あるいは愛称募集等についても、この連携の一環として取り組んでまいりたい、そのように考えております。ありがとうございました。

(15番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 尾村忠雄君。

○15番（尾村忠雄君） ありがとうございます。

先ほども申し上げましたように、中部縦貫自動車道が開通しますと、郡上市にとっていろんな相乗効果が出てくるということでもあります。けれども、一番のネックは小谷堂の未改良の部分ではないかなと思っております。その点について、市長にお伺いをいたします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、中部縦貫自動車道の整備に伴い、また、いわゆる和泉インターというものが道の駅九頭竜の近くにできるというようなことで、ただいまお話がありました白山中居神社朝日線の重要性と、こういうものについてお話があったわけでございますけれども、私も同様に大変これから整備をすることが必要な路線であるというふうに思っております。

私も二度ほどあそこを通りましたけれども、現在、夏に行っても、ガードレール等が余り万全ではなく、危険であるという思いもありましたが、さらに、冬になりますと、相当5カ月ほど、いわば冬期は通行どめになるというような雪の大変厳しいところでもあります。本当に距離は少ないわけではありますが、恐らく、ただ単純に道幅を広くするというだけの改良ではなかなかいかない。冬期間の通行も確保するということになれば、トンネルとかスノーシェードとかってというようなものを整備した形でやらないといけないという意味で、やはり岐阜県にしても福井県にしても、この事業に係ることについてはなかなか慎重な面もあろうかと思えます。

これまでもいろいろ要望しておりますが、それだけにやはり力強く、特に御指摘のあったように、大野市とよく連携をしながら要望をしてまいりたいというふうに思っております。そういうことに

よって、御指摘のような、この地域にたくさん存在する地域資源等を生かしていけるのではないかと  
いうふうに思っております。

(15番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 尾村忠雄君。

○15番（尾村忠雄君） 先ほども申し上げましたように、中部縦貫自動車道の促進連盟等々におき  
ますと、平成34年とかに中部縦貫がつながる——そういう要望をしておるといことであります。  
また、8年後とかいうお話もあります。そうしたことができますと、まさにこの白山中居神社朝日  
線が重要になってくると思っております。道路ができることによって地域が発展する、それが世の  
中の仕組みのような気がいたしております。

そういった意味において御努力をしていただきますよう、よろしく願いしまして、私の一般質  
問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（渡辺友三君） 以上で、尾村忠雄君の質問を終了いたします。

---

#### ◇ 三 島 一 貴 君

○議長（渡辺友三君） 続きまして、1番 三島一貴君の質問を許可いたします。

1番 三島一貴君。

○1番（三島一貴君） ありがとうございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に  
従いまして一般質問をさせていただきます。

大変眠たい時間となってまいりました。私、前回、一般質問では2枚のパネルをつくってまいり  
ましたが、本日は5枚パネルをつくってまいりました。皆さんにしっかりと聞いていただけるよう、  
このパネルをうまくつかって一般質問を務めたいと思いますので、どうかよろしく願いいたしま  
す。

私からの一般質問は、商工振興についての質問と本日しておりますが、それに入る前に、なぜこ  
の質問なのかというお話を少々させていただきたいと思います。

現在、郡上市を初め、全国的に人口減少が問題視されております。その問題解決の方法にはいろ  
いろな施策があると思います。私なりにその解決について質問させていただき、進めていきたいと  
考えております。その第一弾として、本日の商工振興であり、そしてその次へとまだまだ続きはご  
ざいますが、これは今後、一般質問へとシリーズ化して進めてまいりたいと思っております。

この人口減少について、自分なりにいろいろな情報をもとに調べさせていただきました。皆さん  
は御存じだと思いますが、前ぶれとして少々お話ししたいと思います。少し長くなるかもしれませ  
んが、お聞きください。

まず、なぜ人口減少が起きるのかというものを調べさせていただきました。大きな原因といたし

ましては、高齢化、少子化がございませぬ。郡上市の高齢化率は平成28年で34.3%と、全国的、岐阜県としても高い数字となっております。この高齢化率とは、総人口のうちの――これ総人口の図なんです、総人口のうちの高齢化の割合を高齢化率と言うわけでございますが、仮に高齢者の人口に比例して総人口がふえておれば、この割合は変わらないということだと思います。

それでは、総人口といいますと、今の日本の合計特殊出生率は平成27年時点で1.42、人口を維持するための水準としては2.07と言われております。それを下回っておりますので、当然、総人口は減りつつあるという現状でございます。ちなみにですが、郡上市は1.78という数字で、岐阜県、国の平均を大きく上回っているというような現状であるそうでございます。高齢化とは、高齢者人口の増加と総人口の減少がセットになって初めて起きる現象、そして総人口減少の原因は、この少子化にあると考えます。

それでは、近年、なぜここまで少子化が進んでしまったのかを調べてみました。少子化の大きな要因は、未婚、晩婚、晩産だそうなんです。1950年ごろの女性は、20代前半なら約半数、30代ともなれば9割以上の方が結婚してました。ですが、近年、女性の未婚率は上昇し、特に30代の未婚率は当時の4倍以上になっているそうです。日本では未婚で出産する人は2%程度ですので、未婚率の上昇が少子化の一つの要因につながっていると言えます。

そして、もう一つが、晩婚化とそれに伴う晩産化の傾向、1950年当時の女性の平均初婚年齢は23歳、第1子平均出生年齢は25歳でした。それが2012年の平均初婚年齢は29歳、1人目の子どもを産む年齢が上がれば上がるほど、その後、続けて2人目、3人目を産む人の数は減っていきます。ここ最近のこの未婚、晩婚、晩産傾向が少子化につながったと言えます。

それでは、その背景には、さらに何があったのかを調べてみました。まずはフリーターなどの非正規雇用者の増加、経済的に自信が持てない若者は、なかなか結婚、出産に踏み切れません。とはいえ、ほとんどの若者に結婚願望がないわけではありません。

実は内閣府の調査によると、未婚男女の7割以上が結婚したい、でもできないと考えているそうです。その理由は、一番には、独身の自由さや気楽さを失いたくないからということがございます。その次に、経済的に余裕がないからということで数値が高いということです。雇用の不安、経済の不安により、安心して将来像をつくることのできないのではないのでしょうか。今現在、本当に急がれているのは、若者が安心して家庭を持てるような生活基盤を整えること、つまりは雇用問題につながっていくと考えます。長くなりました。ここまでを前ぶれとさせていただきます。

さて、郡上市には多くの商店、中小企業がございませぬ。そのうち、商工業者数は2,594社あるとお聞きしました。そのうち、郡上市商工会に加盟している数が2,019会員です。組織率は77.8%と、全国的にも高い組織率になっているそうです。産業別では、二次産業が36.4%、三次産業が63.6%だそうなんです。ちなみに、一次産業は基本的には商工会の会員にならないというような情報ござい

ます。若干の加入者があるが、ほんの数%以下ということを知っています。二次産業、三次産業の方が、ほぼということになります。この商店、企業、一つ一つがしっかりとした経営ができ、今まで以上によくなっていけば、そこで働いている人たちの賃金が上がります。そして、もっともよくなれば正規雇用も生まれます。

現在、郡上市としては、商工会を通じ、会員にたくさんなる支援を行っております。そして、第二次郡上市総合計画、こちらでもでき上がったそうです。僕も中を拝見させていただきました。

そこで、商工振興について、どのような施策を考えてみえるのか、市長に御質問させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 三島一貴君の質問に答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、今、三島議員が、郡上市の商工業者数が2,594事業所あるというふうにおっしゃいました。そのとおりでございますが、その内訳を見ますと、商工業者と言っておりますが、建設業もかなりのウエートを占めておりまして444事業所、それから、いわゆる二次産業で一番イメージしやすいわけですが、製造業が384、あと卸売業とか小売業というような流通関係で、卸が90、小売が576、あるいは飲食業とか宿泊業と言われる部分の方々が大体505、そのほかサービス業という分類が433事業所、その他162ということで、一口に商工業振興施策といっても、やはりこれらの業種、業態にある程度合った即したようなこともやっていかなければいけませんし、それから共通のいろんな振興施策があるというふうに思っております。

一番最初に申し上げました、例えば建設業なんかにつきましては、やはり民間の事業というものもありますけれども、公共の事業というものも大変多くありますので、例えば国や県や市ができるだけ、いわゆる公共の事業というものを厳しい財政の中ではありますけれども、確保しながら、そしてあわせて社会基盤の整備を図っていくというようなことが必要であり、郡上市としてもそのような努力をしているところでございます。

そのほか、こういう事業所、企業をやはり振興していくためには経営の要素として、人、物、金、情報、ノウハウと、こういうようなものがあるとよく言われますが、例えば金という意味では郡上市においても商工の施策として、例えば小口融資制度であるとか、その際の信用保証料の補助であるとか、そういうような融資にかかわる問題あるいは利子補給制度、こうした企業経営に必要な資金というものをできるだけ有利な条件でもって調達できるようにということに、やはり意を用いていかなければいけないと思っております。

それから、人ということなんですが、ただいま人口の減少ということも踏まえていろいろお話をされましたけれども、やはり今、特に若い人たちの人口が減少し、それに加えて郡上のようなとこ

ろは流出をするという問題の中で、郡上の企業の皆さん方もその労働力の確保ということにやはり非常に苦しんでおられるということでもありますので、これについても必要な労働力が確保できるように——これは裏を返して言うと、雇用される側からすると雇用の場の確保ということになるわけですが、こういうところに雇用対策協議会等の活動などを通じて懸命に努力をいたしておるところでございます。

また、こうした、人という問題の場合に量的に確保できるかという問題と、やはり質的にできるだけ高い、必要とされる能力を備えた人材というものを確保していく必要があるということで、もう数年前からですが、商工会を通して、例えば新規に企業に就職されるような方のそのスタートに際しまして、いわゆる新人研修といいますか、合同の新入社員の研修を行うというようなことをやっておるわけでございます。

それから、いわゆるノウハウといたしましては、例えば創業塾とかいうようなことをやって、新たに業を起こしたい方のそういう基礎知識の習得あるいは実際に業を起こしていく場合の指導というようなこともやっております。

それから、今問題になっておりますのは、この少子化、人口の減少ということに伴って事業の世代交代、経営者のこの事業の承継という問題、これはもちろん家族間での承継もありましょうし、そうではなくて、ある方はもう事業をやめたいと。しかし、郡上で事業をやってみたいというような若い方がおるわけでありまして、そういう家族間での事業の承継ということ以外にも、いろんな意味でそのマッチングをしながら、できるだけその事業がある程度の事業基盤のある、そういう事業を承継をしていくというような努力もいたしておるところであります。

そのほか、これまでもいろんな議論が出ておりますように、この間の決算でも出ておりますが、地域の生活にとって欠かすことのできないような基本的なサービスを行っている小さな企業、そういう地域に愛される個店——個人の個という意味ですが、個店の育成といいますか、そういうことに対しても、行政としても手を差し伸べていきたいというふうに思っております。

そのほか、工業の問題につきましては、いわゆる企業誘致という形で外からできるだけ持ってきていたいと思っておりますが、それだけでなしに既存の、やはり郡上市に既に立地をしていただいている製造業の皆さんの基盤を整備していくというようなことで、例えば拡充をしたいと言われているような企業があれば、そういった企業の用地確保というようなことにも努力をしてまいりたいということを考えているわけでございます。

いずれにしろ、こういうようないろんな努力、多方面にわたる努力を今後も続けていきたいと思っております。そしてそういうものの中の一つ、今、商工会館が老朽化しているという問題もありますが、市のほうで、いわゆる産業の支援拠点として行政庁舎とも一緒になって建てる中で、郡上市のそういった産業振興、産業支援センターのようなものを商工会のほう为主体になって持って

いただいて、いろんな意味で郡上市内の商工会の会合を中心とした方々の、いわばワンポイントサービス、そういう指導であるとかができるような、こういうことをやってまいりたいというふう  
に思っております。

いずれにしても、どうやって商工業振興をやっていくかと言いますと、やや今ざっと申し上げまし  
たけれども、このような考えられる限りの手だてを講じて、そしてこれはもちろん行政のみででき  
るわけではありません。商工会等が中心になってやるのを後押しをするというものもございませ  
けれども、しっかりやっていきたいというふうには思っております。

(1 番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 三島一貴君。

○1 番(三島一貴君) ありがとうございます。本当に数多くの施策を考えておられると思いますし、  
本当にたくさんの支援ももう現状されていることだということもわかりました。しかしながら、商  
工支援という施策は大変スピードが求められているものだと思います。

現在、5年間の現状で、後継ぎがいなくてやめられる方、経営が安定しなくてやめられる方、い  
ろんな方が見えると思いますが、商工会の脱退数も多くあります。平成23年には105件と、徐々に  
減っていったはありますが、かなり多くの数の方が脱退されております。こういった商売というも  
のは本当に待たなしの状態でございます。どうか素早い行動に移していただいて、いろいろな施  
策を素早くしていただきたいと思っております。

市長の答弁の中にごございました創業塾、こちらを今行っていると思っておりますが、結果、平成27年度  
の商工会への加入者47名、そのうちの20名が新規創業をされておるとも聞いております。  
やはりこういった創業塾のおかげだと思っておりますし、あと事業承継についてもお話がございま  
したが、本当にこちらのほうも全国的に最先端でやっているということをお話を聞いております。

事業承継と言われますと、よくあるのは何千万円、何億円というお金を動かしての企業買収M&  
Aを思われがちなんです、郡上市におかれましては、郡上市内にある商店やら中小企業を引き継  
ぐという――後継ぎがないから閉める。しかしながら、顧客を持っていたり、道具がしっかりそ  
ろっている。閉めるにはもったいない、だから譲りたい、そういった形で進められております。

新規に起業する者におかれましては、本当にそういった形でうまくマッチングすれば、すごく起  
業しやすいというか、新たな道へ進みやすい、そういったものがあると思っております。そうい  
った形で、この数も今後どんどんふえていくと信じております。どうか、市としても支援をしてい  
ただければと思っております。

先ほどの商工業者数2,594のうち、2,349が小規模事業者だそうです。小規模事業者というのは、  
商業、サービス業では、従業員5名以下の事業所のことを言います。その小規模事業者を補助す  
るための補助金が、平成26年から小規模事業持続化補助金としてできました。26年には商工会員14会

員が採択を受け、27年には36会員が採択されたと聞いております。この補助金の内容は、販路開拓等の取り組みに対し、原則50万円を上限に補助率3分の2が出るというものです。これはお金の面とは別に、事業計画の作成、販路開拓の実施など、商工会指導員と一緒にやることが今までの事業や経営を見直すきっかけとなる、そういったことでメリットとされております。

まずそこで、平成28年実施分の、この補助金の申請数と採択数を教えていただけますか。お願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 商工観光部長 福手均君。

○商工観光部長（福手 均君） では、お答え申し上げます。

28年度の申請件数は37件でございました。そして、採択件数は9件であります。約4分の1という採択率でございます。また、採択分の申請数の合計は約420万円と、そういう統計を持っております。

また今、全くおっしゃったとおり、商工会では当然この、いわゆる採択率を上げるとか採択件数を上げるのが目標ではあるけれども、それプラスアルファの、いわゆるメリットとしまして、やはりそういう事業者自身が自分のところの計画をもう一度見直してやることによって、その後の取り組みが変わってくる。あるいは商工会も、その事業者の状況がよくわかる、なおかつ将来についても一緒に考えていけると、そういったメリットもあるということをおっしゃったので、あわせて御報告申し上げます。

（1番議員挙手）

○議長（渡辺友三君） 三島一貴君。

○1番（三島一貴君） ありがとうございます。本当にこの補助金はそういった形で見直しができ、そして補助をいただいてこの商売を見直すと、で、進めていくということで大変いいものだと思っておりましたが、今回37社申請で9社ということで大変高いハードルの補助金となったようでございます。

商工会の総代会資料に載っておりました平成26年の結果では、先ほど言いました14社のうち、7社が売り上げが増加した、6社が増加見込みだという結果になっております。この補助金をいただいて、ほぼ13社が今の商売がうまくいっていると、よくなったと言われております。本当にそれぐらい大変効果のある事業だと考えます。

しかしながら、この補助金、来年にはなくなるともお聞きいたしました。例えば、今回不採択になった事業所に対して、来年度以降も含め、市独自の何か支援、全く同じものとは言いませんが、こういった方たちに支援をすることはできないでしょうか。市長、よろしくお願いたします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 若干情報が違うかもしれませんが、今、政府が新たに緊急経済対策というようなものを、やはり講じなければいけないというふうに考えておられるということで、私どもが得ている情報では、来年度も継続をするのではないかとこのように聞いております。継続をすればいいというふうに思っております。

今回、採択率が非常に低いということもありますが、これは一つは、もちろん国の全体の補助枠と申しますか、予算というようなものもあろうかと思いますが、もう一つは、やはりこうした小規模の企業を持続化させていくということで、どんな工夫をしてその持続化を図っていくかという、やはりそこに何らかの経営改善というか、そういう要素がなければいけないというふうに思っております。

そういう意味で、今回採択にならなかったものの中には、いま一つ工夫が必要だというような判断をされたものがあるのではないかとこのように思っておりますので、これからのいろいろな状況を見ながらではありますが、もし来年度もこうした制度が継続して設けられるということであるならば、そうした事業所の皆さんには、もう一度、自分のところの事業を持続化させるために工夫を凝らして、この補助制度が受けられるようにというような形の再チャレンジをまずはしてもらいたい、そのような形で商工会にも指導してもらいたいというふうに思っております。まず、そのような状況を見守りながら考えてまいりたいというふうに思います。

（1 番議員挙手）

○議長（渡辺友三君） 三島一貴君。

○1 番（三島一貴君） ありがとうございます。もちろん、来年度も引き続き、この補助金が出れば大変よいことでございます。また、そちらのほうは今、市長が言われたように、商工会と一緒にあって皆さんが一生懸命やられればと思います。

ただ、今回37社のうちの9社、残りの者がどうだったのかという結果がまだわかりませんが、しかしながら申請している方は本当に困って、こういった形でやっていると申します。本当に今、商工会の指導員の方と一緒にあって事業を見直して、そして次なる広告宣伝を打って、商売の販路拡大に向けて頑張っておると申す矢先に頭をたたかれたというような形でございます。何かそういった形で、また次年度以降、真剣にやられている方ばかりですので、どうか、そういった救済措置じゃないですけど、市としてもまた次なる支援をぜひしていただきたいと思っております。

続いて、次の質問に参りますが、郡上市における入札物品購入一般業務委託について、市内業者の契約率というものを教えていただけますか。よろしくお願いたします。

○議長（渡辺友三君） 理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） 契約率ということでお答えしたいと思っておりますが、今の一連のお話からいけば、郡上市では物品の調達、工事や業務の発注につきましては、市内業者を優先して選定

することと、ずっとしております。また、この「みんなでやрмаいか！郡上の元気・やる気条例」が制定されて以降は、なおさらこの精神にのっとりまして、地域発注が地域経済の波及効果あるいは産業の維持・発展に資するように取り組んでいるところでございます。

それで、3つの項目がございましたけれども、よく入札というと広く一般的に言いますと、いわゆる普通建設事業、50億円余の予算があるわけですけれども、こうしたものは現在取り組んでいる防災行政無線、こういう特殊なものを除きまして、ほとんど地元の業者を、業者選定委員会におきまして郡上市に本社のある業者を優先をして選定しているという現状でございます。

それから、物品につきましてのお問い合わせがあったわけですけれども、今回改めて調査をいたしました。それで、80万円以上の入札に係る物品購入につきまして、これは合計では契約金額が3億5,100万円になりますが、全体で69件ございます。そのうち、市内の業者が落札された件数が30件、市外の業者が落札された件数が39件でございますが、このうち31件につきましては市内で調達ができないものでございます。

例えて言いますと、X線骨密度測定器とか麻酔器でありますとか、水難救助用の資器材でありますとか、こうした非常に専門的な特殊な医療機械器具等が多いわけでありまして。また、消防自動車、ポンプ自動車でも艀装という取り付け的な特別な仕様がございますので、そういうものは市内の業者に入っていただいても辞退されると、このような結果がございます。

したがって、こういう市内でできないものを除くと31件引くということになりますので、そういたしますと調達可能は38件中30件、物品購入におきましては78.95%が今、御指摘の市内での受注率といえますか、そういうことになるわけでございます。市内と市外の両方、入札の中に入ってもらえる場合がありますが、いわば、これは契約規則の中で、いわゆる指名競争入札の場合には3人以上入っていただくということですので、市内にその該当する分野の業者の方が1件であるとすると、市外のある業者の方にもう1件、2件という形で入っていただくと、公正な競争ということもこの中では求められる部分がございます。

それで、こうした、いわゆる入札によらない消耗品、少額の消耗品につきましても、この機会に調査をさせていただきました。それで、全学校とか全課に問い合わせをした結果、郡上市全体では膨大な調達があるわけですけれども、27年度実績では1,996件の市外での購入がございました。このうち、実に1,369件がやはり市内では調達できない特殊なものでございまして、また専門図書の購入が197件等々ございます。

したがって、これを引いたところの400件余のところ、特に安価であった、あるいは緊急性に対応した等々のことがございます。あるいは過去の業者、設備をしたときに関係のある業者と非常に安く取引がつづいている。あるいは和良町ですと、金山町とのつき合いの中で、業者の営業によっておつき合いができていますと、こういうふうなケースも実はございます。

それで、御指摘あるいは条例の趣旨にのっとりまして、今回調べた中でもやはりそうした取り組みは必要だということで、先ほど言いました1,996から残った400余件につきましても、地元企業の受注拡大に向けてしっかり指導させていただきたいというふうに今考えてございます。

それから最後に、もう一点ございました。いわゆる一般の業務委託ということの御質問がございましたけれども、こちらにつきましては、いわばコンサル、建設の設計とか測量とかっていうものを除いて一般業務のそうした委託業務、これにつきましては50万円以上で入札をしておる件数でございまして、年間に2億4,300万円ほどの取引がございまして、その中では件数的には75件でございまして、それで、市内の落札が45件、市外が30件ということで、やはりこのうち16件は市内では受託できない業務がございまして、汚泥の再生処理施設の点検整備でありますとか、あるいは病院の関係の保守点検等がございまして。

したがって、その16件を引きますと59件、これが分母になりまして、これを45件、市内落札率を出すために件数を出しますと45件ということで、結果として76.27%がこの一般業務の関係の委託で、市内の落札率ということになります。こちらにつきましても、先ほど申し上げたような理由でそういう業務があるわけでございましてけれども、できるだけ市内の皆さんにも頑張っていた中で、我々としてもできるだけ市内の皆さんにやっていただきたいというふうに考えております。

現状を今、御報告させていただきました。

(1番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 三島一貴君。

○1番（三島一貴君） ありがとうございます。いろいろとありますが、今答弁の中でいただきました、これからはということもございましたので多くは語りませんが、もちろん「みんなでやらまいか！郡上の元気・やる気条例」というものも見させていただきました。

そういったこともございますし、あと6月に出されています陳情書で、石油商業組合のほうからも出ておるようでございます。まだまだ市民のほうから御利用をということでの御意見があるようでございますので、どうかどうかしっかりとそのあたりは見えていただきまして、本当に市内業者ではできないものは仕方がないところはございますが、利用できるものはしっかりと利用していただきたいと思っております。そして、各部各課のほうも調べていただいたということでございましたので、本当にありがとうございました。

ただ、まだほかに市の関係する団体等のこともありますので、そちらのほうもどうか目を光らせていただいて御指導いただいて、ぜひ市内業者をしっかりと利用していただいて、そうすればまた市内業者の一つ一つが力をつけて景気がよくなって、そして最初のお話のように賃金が上がったり、雇用がふえたりして、必然に安心とした将来設計が立てられる若者がふえる場所ができていくのではないかと考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。そして同時に、少し雇用のこ

とについても一緒にちょっと調べさせていただきました。

続きの質問に移りますが、午前中の12番議員からの御質問もございました。郡上市においては平成25年4月から、第2次郡上市定員適正化計画ということがございます。事前にこちらは担当課のほうにヒアリングをさせていただきまして、現状をいろいろとお聞きいたしました。職員の雇用状況等も含めてお聞きいたしました。正職員は当初、先ほどの御説明にもありましたが、当初計画より順調に実施がされているともお聞きしております。日々雇用についてのお話もございましたが、専門職を中心にふえているということもございます。近年では、フルタイムで働いていただく方の採用が難しくなっておるとのお話も聞きました。短時間勤務を多く雇用する傾向にあるということもお聞きしましたが、その背景といたしましても、それだけ家庭と仕事を両立する人たちがふえてきているのではないのかなということも考えます。

そんな中で、ちょっといろいろと調べておりましたら、日々雇用職員の雇用労働条件等に関する規則を見ましたら、長年、賃金の見直しをされていないようでした。ちょっとそのあたりの状況を教えていただけますか。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 私へという通告でございましたので、私のほうから答えさせていただきますが、この市の日々雇用職員の賃金につきましては、昨日あるいは、それ以前に決算におきまして、いろいろとやりとりもあったわけで既にお答えをしている部分が多いと思いますが、郡上市の場合は今現在、事務または技術の単純な補助業務という形で基本的な賃金の日額は6,400円でございます。これは聞きますと、合併をするときに各町村ごとは若干まちまちであったようでありますけれども、これを日額を6,400円というふうに定めたということもございます。これは8時間労働というふうにしますと、ちょうど時給800円ということになるわけであります。

それで、郡上市の場合は、そのほかのいろいろな一定の資格または免許等を持っている、あるいは技能を有する者というような場合は、その職務種に応じて、この例えば日額6,400円を基準にして、また別途定めることができるというような規定もあります。いずれにしろ、この6,400円というのは、合併時にそうやって調整をして定めてから今日まで見直していないのは事実でございます。

ただ、平成22年に、いわゆる一日8時間労働が7時間45分になりました。したがって、その部分が減った分で日額を計算をし直しますと、実質的にフルタイムで一日働いてくださる方にとっては800円が825円になったという、実質的にはそこは引き上がっておるという点ではありますが、それだけの時間を要しない、さらにパートの短時間の方についてはやはり800円という額も適用されているということもございます。

当時、平成16年ごろの、いわゆる岐阜県の最低賃金が669円ということだったそうでございます。

て、今、平成27年ではその岐阜県の最低賃金が754円というふうに設定をされております。その、いわゆる平成16年度に669円だったところを市役所等の日額の職員については800円というふうに設定をされていたと。それが最低賃金も上がる中で据え置かれているということはいかがなものか、という問題は当然あるかと思えます。

また一方、こうした問題は、郡上市の中における一般のそういう賃金の状況がどうかということと、それから近隣の自治体のそういった賃金がどういうふうになっているかということでもありますけれども、これで近隣市を見ますと、28年度時点で関市が790円、美濃市が780円、美濃加茂市が800円ということで、私どもの800円ないしは825円よりはやや低いところにあると。これより高いのが、可児市が840円、お隣の下呂市はちょっと高くて900円というような設定がされているようでございます。

こういう中で今、一億総活躍社会とか、やはり先ほど冒頭おっしゃったように、安心して結婚して家庭を営めるとか、いろんな問題の中で、どのようにしていったらいいかということについては、やはり私どもも問題意識を持っていかなければいけないとは思っておりますので、いろいろと検討させていただきたいと思えます。

(1 番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 三島一貴君。

○1 番（三島一貴君） ありがとうございます。実は5枚目のパネルは最低賃金の推移だったんですが、市長から御答弁をいただきましたので、このことはまた……。

そうです、言われたとおり16年は669円、27年は754円。そして近年では、この引き上げ率がかなり大きいんです、ずうっと追っていくと。この賃金の引き上げ率は高い、そんな時代でございます。本当に賃金の引き上げを強く推進している今の国でございますが、働いている方たちが本当に安心した暮らしができるように、賃金のほうを見直していただけるといいと思えます。

近隣の市町村のお話もされましたが、もし近隣の市町村よりちょっと高目に設定すれば、また今度「あっ、郡上市ではちょっと時給がいいんだ」ということで、こちらで働こうということを考え、人が入ってくるということも考えられます。周りの状況に合わせるのではなくて、どうか「あっ、この郡上市すごいな」と、「一歩進んでいるな」みたいな形でやっていただけると、またいろいろと人もふえていく施策にもなってくるのかななんてことも考えますので、そんなことも検討していただいて、この賃金の引き上げのこともぜひ進めていただきたいと考えます。

本当に最初から言っていましたが、企業の景気がよくなって、そこで働いている人たちの給料が上がり、雇用もふえ、若者の働ける場所がふえ、そうすると、この郡上市に若者がふえます。本当に2,500社ほどある企業がよくなって、例えば雇用を1人ふやすだけでも2,500人の雇用が生まれるというぐらい、すごく大規模な話、理想ではございますが、そんな形で若者がふえるようなまちを

目指して進めていっていただきたいなということを考えます。

また、この人口減少問題におきましては、まずは若者がふえるということが第一弾となります。また、第二弾、第三弾と色々な施策がございますが、これは次回の一般質問にということで僕の一般質問のシリーズ化とさせていただきます、また次回お楽しみにしていただき、やらさせていただきますと思います。

まずは本日の一般質問は、こちらで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（渡辺友三君） 以上で、三島一貴君の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は2時30分を予定いたします。

(午後 2時19分)

---

○議長（渡辺友三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 2時29分)

---

#### ◇ 野田勝彦君

○議長（渡辺友三君） 4番 野田勝彦君の質問を許可いたします。

4番 野田勝彦君。

○4番（野田勝彦君） それでは、4番、野田でございますが、議長さんの許可をいただきましたので、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

大きな、まず1項目めでありますが、国民健康保険のいろんな問題がたくさんあるわけですが、今回は、再来年度から始まります国民健康保険の県単位化と言われております問題について、いろいろと予測されながら、いろいろ危惧されながら、どうなることやろうと、私どもも、また市当局の方々もお考えのことかと思いますが。

いずれにしても、この国民健康保険は、いわゆる国民皆保険の仕組みのベースをつくるものですが、世界的にも何か大変すぐれている仕組みであって、また、国民の命と生活を守る意味でも、本当に欠くことのできない大切な仕組みだと思えます。

ところが、今まで各市町村が独自の努力や、あるいはアイデアなどを凝らしながらやってまいりました事業ですが、いわゆる県単位化、県のほうに移行されていくという、そういう方向が決まっております。

その狙いは、よく言われますように、財政規模も小さな市町村から、県の大きな単位となって、いわゆるスケールメリットを得ながら、そして国保の安定的な運営を図るとよく言われておりますけれども、全国の、今まで市町村会もそういう方向での後押しをされたかと私、聞いております。

しかしながら、本当にそのスケールメリットで安定化の狙いだけでおさまるのかどうなのか、こ

の額面どおりに受け取ってもいいものかどうか、ちょっといろいろと情報もいただきましたので、その辺について確認やら質問をさせていただきたいと思うわけです。

県単位化が行われますと、実務的には保険料を課したり、それを徴収したり、あるいは給付を行ったり、健診の具体的な診療については、従来どおり市町村が行うと。それに対して、財政については、県のほうが一括して握りますから、その県とその後ろに控えている国の、言ってみれば財力を持った力が及ぶようになってしまう。これはやむを得ないことかとも思います。

ですから、その社会保障が将来どういう方向に向かっていくかというのを大ざっぱに予測してみますと、今現在、実は社会保障全体から見ると、年金は約半分ぐらいの比重を占めているようです。年金保障というのは、やっぱり一番大きな財源支出になってる。

2つ目には、約3割を医療が占めているようです。残り2割を子育てや介護の分野が握っていると。

そういう意味で、この年金と医療と介護、子育ての大きな4つの分野の将来図を見てみますと、年金はほぼ、やや下がり、右下がりの維持をしていきますが、医療は特に、医療の高度化、高額医療を含めて非常に伸びていく可能性が高い。したがって、医療費を抑制するという国の意向も強く働くのではないかと私は思います。

そういう意味では、こういうことを前提に考えていきますと、将来、県単位化の中で、財政をうまく使うことによって、市町村の独自性が奪われていく可能性が高いのではないかと考えてみます。

昨年の6月の議会で、市長さんが一般質問でやっぱり答えられておられますが、いわゆる郡上市の保険料は、県下でも実は高いほうですね。私、ちょっと調べてみましたら、私の手に入った資料によりますと、約1人当たりの平均保険料が12万円ほどかかっているはずなんです。これが1戸当たりですと約20万円ぐらい。これは、介護保険も、それから後期高齢者のも含めてでの話ですけど。これを岐阜県内で高いほうから並べますと、何と上から2番目になるという、そういうデータがあるんですが、ちなみにデータがある中で、最低は飛騨市だそうです。七万数千円ですから、その開きは非常に大きいわけです。

これが、県単位化によって平準化の方向に行きますと、県の平均が大体11万円ぐらいのようですので、郡上市としては、保険料が下がるであろう。一方、医療費のほうは、郡上が一番安いほうですから、これは引き上げられる可能性があるかと。

総じて、県単位化によって、我が郡上市は大きな打撃といたしますか、マイナスの減少にはならないのではないかと、昨年の6月の議会では、お答えになっていらっしゃると思います。

私も、確かにこの平準化は進んでいくでしょうから、当初はそういう方向で、郡上市としてはさほど問題はないような気もしないことはありませんが、ただ、毎年、制度が始まってから年を経る

ごとに、今まで高額だった自治体と、そうではなかった飛騨市のようなところとのアンバランスが、やっぱり不満というか、いろんな問題として出てくるじゃないかと。そうすると、勢いそれは圧縮しなきゃならないので、いわゆる各自治体の独自性は、徐々に抑えていかなきゃならないのは必然だと思うんです。

そうしたときに、各自治体が、実情に応じて独自に保険料率を定めたり、あるいは減免制度を定めること、こういうのを設けたりすること。こういう運用面において主体性は確保できるのかどうか、非常に心配をしておりますがこの辺はどうでしょうか。

また、この質問の後にまた取り上げさせていただきますけども、市が独自に行う法定外の繰り入れ、あるいは加入者への負担軽減。これは子どもたちや、あるいは大変経済的に苦しい家庭の場合などあると思いますが、そういうところに対する負担軽減策に対するペナルティーが想定されますが、これらに対して自主性は確保できるのだろうかという。

ちょっと、まだ皆目見当がつかないところがありますけども、市としての方向みたいなものは、どんなふうだろうか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 野田勝彦君の質問に答弁を求めます。

健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） お答えをいたします。

議員お示しのとおり、法改正に伴います国保の県の単位化の目的でございますけれども、今年の5月、医療保険制度改革関連法が成立したことに伴いまして、持続可能な医療保険制度を目指すために、平成30年度から都道府県が財政運営の主体となることが決定しております。

この法制定の狙い、目的でございますけれども、お示しのように小規模な保険者が数多くある中であって、財政運営上の構造的な課題を解決すべく、それぞれが抱える課題に対しまして、都道府県が国保事業の責任主体として、安定的な財政運営、そして効果的な事業運営の中心的な役割を担い、高額な医療費の発生などのリスクを、分散をするということが狙いであるというふうに捉えております。

具体を申せば、都道府県は、統一的な個々の運営方針を定めまして、市町村ごとの納付金の決定であるとか、標準税率の設定、それから保険給付金の支払い等を担うこととなります。

一方、市町村におきましては、地域住民との密接な関係がある中で、資格管理であるとか、保険給付、保険税または保険料率の設定及び賦課・徴収、特定検診等、各種の保健事業の実施、こういった地域におけるきめ細かな事業を引き続き担うということとされております。

現在、国におきましては、膨大な情報処理を適正かつ円滑に行うためのシステム開発等の調整など、詳細な設計作業が進められておりますけれども、保険税の決定、また、多岐にわたる事務処理の方法、そんなところの調整を踏まえながら、平成30年にこういったシステムほか仕組みを稼働さ

せるためには、かなりのタイトな工程になることが予想されるため、新たな仕組みで保険者となる岐阜県との連携を保ちながら、計画的な準備作業を進めてまいりたい、そんなところを思っております。

次に、運用面における市の主体性について、御質問をいただきました。

保険者が都道府県に移行することに伴いまして、市町村が拠出をする納付金の算定方法であるとか、業務分担につきましては、現在、岐阜県と県内市町村におきまして、協議を進めさせていただいているところでございますが、現時点において、国による詳細設計が今後になるということもございまして、納付金及び標準保険料率、保険税率につきましては、今年度の後半から次年度の上旬にかけて試算がなされるということになりますので、決定につきましては、来年度の後半というところになる見込みであります。

標準保険税率または保険料率につきましては、保険者となる県から参考として示されることになりすけれども、市町村は、標準の保険料率また保険税率に整合するという義務を負わないことが、既に合議がされておりますので、当面は地域事情に即した各保険者、いわゆる自治体の実情に配慮させるというところから、県が示す納付金を支払うための法定外となる一般会計からの繰り入れであるとか、基金からの繰り入れ、こんなところは引き続き可能とされるものというふうに捉えておりまして、これらに対するペナルティー、いわゆる罰則等は課されないものというふうに現時点では捉えております。

いずれにしましても、国が示す詳細な制度設計に伴いまして、市町村または県と連携をしながら、今後、具体的かつ適正な運営ができるような取り組みを進めてまいりたいということを思っておりますので、よろしく願いをいたします。

(4番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 野田勝彦君。

○4番(野田勝彦君) ありがとうございます。いずれにしましても、今度は県と各市町村とのバランスや調整やら、大変困難な仕事になっていくかと思いますが、どうか市の主体性を守りながら、適切な運営をお願いしたいと思います。

2点目に参りますが、国民健康保険に対する国からの補助としまして、国庫支出金というのがございますが、この国庫支出金が、各市町村の行う独自の医療助成制度に対して、調整措置というのをとっておる。

この調整というのは、聞こえはいいですけども、簡単に言うとペナルティーとして、今ありましたように、本来、補助すべき経費を削減してしまうということになりますが、我が郡上市は、高等学校までの補助を早々に実現し、すばらしい取り組みをしていると私、評価したいと思いますが、これについて、国は一体どのような規模で削減をしてくれているのか、これもちょっとお示しいただき

たいと思います。その対象の項目や金額などはどれぐらいでしょうか。

○議長（渡辺友三君） 質問に答弁を求めます。

健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） 国保負担減額調整措置の御質問をいただきました。

医療保険制度でございますけれども、医療を受けた人と医療を受けない人との公平性であるとか、適正な医療を確保する観点から、一部負担金というものを求めておりますけれども、地方単独事業により、一部負担金が法定割合より軽減される場合、いわゆる3割であるとか、子どもでいきますと2割というところの割合になりますけれども、一般的にそういった独自の施策によりまして、医療費が増高するというようなところ、そんなところがございまして、この波及増分につきましては、その性格上、当該市町村が負担するものとされ、国庫の公平な配分といった観点から、減額調整の措置が現在講じられているというところであります。

そこで、本市におきましては、地方単独事業となります福祉医療費になりますけれども、具体的には重度心身障がい者、それから母子・父子、そして乳幼児、小中学生の福祉医療に係る国庫負担金減額調整措置、いわゆるこの額でございますけれども、国庫負担金の減額分としましては、総額で3,115万4,585円という額になっております。

このうち、県単独の事業に係る財政健全化補助金を控除した実質減額分、いわゆる県のほうからは、県単の部分の2分の1相当が歳入として市のほうで受けておりますので、市としての実質減額分につきましては、1,623万7,585円というところが、27年度決算における減額の額であります。

このうち、子どもの医療費分につきましては、乳幼児それから小中学生というところになります。郡上市においては、さらに高校生までの医療費について実施をさせていただいておりますが、この減額措置につきましては、高校生の場合償還払いという形をとってございますので、この減額措置の対象にはならない事業としてあります。

したがって、乳幼児と県単であります小中学生の国庫負担の減額分になりますが、342万8,753円、このうち、先ほど御説明をさせていただいた県補助金を控除した市の実質の減額分につきましては、237万4,191円というところが平成27年度決算における状況でございます。

以上です。

（4番議員挙手）

○議長（渡辺友三君） 野田勝彦君。

○4番（野田勝彦君） ありがとうございます。さまざまな御努力によって、かなり軽減は、軽減と申しますか、減額措置が軽くなってきているということは、よく了解をいたしました。いずれにしても、これも当市においては3,000万円にわたる大きな減額措置が行われてるということでございますが、次の項目としまして、乳幼児から青少年、あるいは重度の障がいの方や母子・父子の

家庭の方々に対するさまざまな手厚い支援というのが、いかに大切なことか。本来ならば、私は、これは国がきちっと保障して、国民の生活を守っていくのが当然だと思っておりますが、逆に国はその責任をきちっと果たし切らないで、かわって一生懸命努力しているこの地方自治体に対してペナルティーをもって報いておるといふ、そんな感じがしてならないんです。

戦後間もないころ、岩手県に沢内村という貧しい村がございまして、有名な村長さんが憲法第25条の精神を生かしながら、医療費の無料化に取り組んでいると。そのときの日本の厚生省は、これに大変大きな圧力をかけまして、何とか断念をさせようと努力をしたといういきさつがあります。それでも実施した沢内村ではあります。

聞いた話によりますと、日置市長さんも、そういう行政の措置に対して非常に感銘を受けられたと。その後、行政に生涯の仕事を求められたのも、大きなその要因になられたという話も聞いたこともあります。そういう沢内村の例に見られるような、言ってみれば報復的とも言えるような措置に対して、今、全国の市町村や、あるいは県知事さんのレベルで、さまざまな、何とか撤回をしてほしいという運動が出てるようで、聞いておりますが、その辺について、我が郡上市はどのように対応されているのか、市長にひとつ伺いたいと思っておりますが、よろしくお願いします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 今、岩手県の沢内村のお話が出ました。「自分たちで命を守った村」という本がございまして、先駆的な取り組みがともすればいろいろな混乱にも立ち会うというか、直面するということだと思っておりますが、そういう意味で、高齢者のいわゆる医療負担のゼロというものも、いろんな変遷をたどる中で、今日に至ってるわけでありまして。

これは、時代のいろんな考え方、あるいは経済情勢、財政情勢というものに左右される点があるわけですが、今お話の点は、それで、私どもも、きのうも決算、いろいろやっていただきましたけれども、郡上市の場合に、ほぼ乳幼児で6,000万円、中学生で7,000万円と、合せて1億3,000万円。それに高等学校の商品券でお渡ししてる分を合わせますと、ほぼ1億4,000万円の財政負担をしながら、こうした方々の医療費をできるだけ無料化することによって、子育て支援をするということに取り組んでるわけでございます。

それで問題は、やはりこうした、少なくとも今岐阜県内を見ても、とにかく小中学生までの入院・通院は含めて、いわば無料化するというのが、市町村の標準仕様ともいべきものになってきて、これは、そうなりますと、いわば国のナショナルミニマムでもあるというふうに思われます。

そういうことからすると、国も少子化対策に取り組んでるわけですから、この措置については、何とかやはり早期に解消してもらいたいということであろうかと思っております。

国のほうは、ペナルティーとか報復等までは行かなくても、確かに国の論理からすると、そういう形で医療が受けやすくなって、極端に言うと、よくコンビニ受診などということが言われますが、それだけ医療費がかかるところと、そういう措置を講じていないところと同じように国費の措置をするっていうことは、若干不平等ではないかという、不公平ではないかという。また、国の立場は国の立場からすると、そういうことであろうかとも思います。

そういう意味の考え方もわからないわけではありませんが、ただいま申し上げたように、もはや今、中学生までの医療費の無料化というのは、少子化対策も含めても、いわばナショナルミニマムとでもいうべきものであり、これだけ自治体が厳しい財政の中で取り組んでるということは、国もちゃんとそれにやはり相応の責任を持ってやるべきではないかというのは、自治体の共通した今考え方だと思います。

そのようなことで、郡上市も、平成何年度からこの問題を岐阜県の市長会の問題として提起をし、そして、それが東海市長会の要望としても上がり、現在、全国市長会の要望としてもこの点は上がっております。

そういうことで、いわゆる全国知事会、全国市長会、全国町村会、全てそろってこの問題については、そのようなことで、過日、平成28年6月8日に行われました全国市長会の決定でも、まさに今野田議員がおっしゃったように、市長会の決議でも、我が国の人口減少社会に対応するため、現在、ほとんどの自治体を実施している子どもの医療費助成制度等地方単独事業は、本来国が全国一律に行うべきものであると。それにもかかわらず、同事業を実施している市町村に対し、ここではペナルティーという言葉を使っていますが、ペナルティーとして療養給付費負担金及び普通調整交付金の減額措置を講ずることは、地方にのみ責任を負わせる極めて不合理な措置であることから、同措置を直ちに廃止すること、こういう要望書を国の関係機関へ今出しております。

そのようなことで、この問題については、国のほうも今、8月2日の閣議決定で、この措置については見直しを含め検討して、年末までに結論を得るといような閣議決定もしているようでございますので、私どもとしてはこうした地方の要望が、国のほうにもやはり届くように注意をして見守っていきたいというふうに思います。

(4番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 野田勝彦君。

○4番（野田勝彦君） ありがとうございます。大変心強い御答弁いただきまして、また、全国のそういう各自治体の御努力もありまして、ぜひとも実現して、こういう削減がなくなるように祈るものであります。

次の質問に移らさせていただきます。

学校教育の問題であります。過日、新聞紙上でもちょっと話題になりましたが、沖縄県におい

て、全国学力テストの実施に当たって、平均点を引き下げないいろんな工作が行われたと。具体的に言いますと、長期欠席の子どもや、あるいは学力の振るわない子どもを当日欠席させたとか、あるいは採点から除外したとか、そういうことをございます。大変ゆゆしき事態だと私は思います。

この全国学力テストの問題につきましては、何も沖縄県に限った問題ではないようでして、いろんな教育関係者の話によりますと、それは表面に出ないだけではないかという、そんな声も出ている始末であります。

当然ながら、一斉に行う統一テストの統計的な数値、特にこれは平均点が数値ですけど、これが公表されれば、県や自治体間で当然ながら穏やかな、何ていいますか、それを横目で見ながらゴーイングマイウエイなんてわけにはなかなかいかんと思うんです。これが、全国的に評価されながらランクづけされることになりますから、最近はやりの言葉には「秋田詣で」という言葉がございますけども、平均点トップの秋田県が、もう全国からわんさかと視察に訪れているという。逆に、下位の県はこれは穏やかではない。これが、まだ今のところは文科省は、県のレベルまでは許してますが、これが市町村もオーケーですよなんてことになりますと、これは、もう本当に岐阜県内で同じことが県内で起こってくることになります。

こうしたことを何とかして私たちは、本来、教育のあり方としては、これは異常だと思いますので、そんな方向にはならないようにしていかなきゃならんですが。

もう一つだけさまざまな観点から重大な問題として捉えられるのは、今、教育の分野では、アクティブラーニングという言葉が大変はやっております。いわば、アクティブラーニングは、子どもたちが自分たちで問題を発見しながら、お互いに協力をし合いながら、グループや仲間たちで、主体的に、能動的に解決をしていこうという、そういう学習のカテゴリーだと思います。

ところが、学力テスト体制、これ、体制と言っていいのかわかりませんが、いわば与えられた問題に対して画一的に、いかに早く的確にこれを処理していくかという、いわば受け身のテスト体制だと言ってもいいのではないかと思います。そういう意味でも、教育の目指すべき方向とは逆行しているのが、この学力テストではないかと思うわけです。

本来、テストというのは、子どもたちがどの程度まで、どこまで理解をし、到達しているかをはかる、それをチェックするのが大きな目的ですので、これは、授業を行った担任の、あるいは教科の先生や、その学校の中で最もふさわしいテストを課し、チェックをしていくのが最も私的的な方法かと思っております。それを一律に全国一斉にやるとなると、非常に大きな無理があるし、いろんな弊害も出てくることは当然だと思います。

イギリスに例をとりますと、日本と同じような形で実施しておったんですが、もうとうにやめてしまってます。そんな意味で、ぜひとも日本でもやめてほしいんですが。

さて、ことしのテストは、4月に確か行われているはずですが、今月にも結果が出ることになっ

ているはずですが。郡上市では、この学力テストにどのように取り組んでおられて、もちろん全員が受検しているものと思いますけども、その受検生徒の範囲や受検の対象、あるいは学習のこれまでの内容、結果の公表問題、これは多分、自治体ではあり得ませんけども、その分析のあるいは利用の方法、内容についてお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

教育長 石田誠君。

○教育長（石田 誠君） 野田議員の質問にお答えしたいと思います。

全国学力テストと言われましたが、正式には全国学力・学習状況調査と申しまして、この調査は悉皆調査で、教育の機会均等と教育水準の維持・向上を図る観点で行われるものです。全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握し、分析を行い、教育施策及び教育指導の成果と課題の検証やその改善に役立てることを目的に、毎年4月、小学校6年生と中学生の3年生を対象に、小学校でいくと国語と算数、中学校でいきますと国語と数学の2教科、また、3年に1回は理科を加えて実施しております。

実施に当たっては、先ほど指摘があったような過去の反省点から、点数等の公開による学校の序列化等の弊害が心配されることから、県及び本市においては学校別の正答率等の公表は行っておりません。

また、このテストの実施に当たっては、校長会等で公平な実施と結果の有効活用を年度当初に指導しているところでございます。

先ほど、他県の例を言われましたが、除外をするというふうではなく、欠席しているには、不登校の生徒、それから特別支援の知的の学級でその学習をしていない者については受けておりません。あとは、通常に受検をしておるところです。

それから、各学校では、この調査の趣旨を踏まえて、調査実施後に自校による集計、分析、さらに国や県より提供される解説資料や調査結果の分析データ、授業のアイデア集等を多面的な観点から作成した資料を活用して、各学校の研究主任への指導や日々の授業や、それから家庭学習における学習指導の改善等の充実を図るよう役立てております。

先ほど、既にテストは終わっておりますが、集計のほうは今届いて、今分析をしているところです。

ただ、本市の状況としましては、昨年度も小学校の基本的なものがやや全国の平均にして弱いという分析で、あとについては全国以上かほぼ同じというふうに見ておりますが、同じようにやっている学習状況調査を見ると、課題として、確かに正解率は全国平均を上回っていることはあるんですが、教科ごとに国語が好きとか、それから数学が好きかという設問に対して、これは全国を下回っております。要は、点数はできるけど、その教科に対する好きかどうかという、おもしろいと思っていないところなどは課題だと感じておりますし、この実力の結果については、真面目に取り組んでい

る成果は結果として出ているけど、今後さらに発展させるためには、教科を好きにするような指導について、各市内で指定をしております研修校での実践をしていってほしいなと思うと同時に、先ほどのように、全国を上回る結果であっても、家庭学習の状況は、これも全国を下回っております。いろんな要因が考えられるかと思いますが、まだまだ伸びる伸びしろはあるということで、今後、学習指導に力を入れていきたいと思っております。

以上です。

(4番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 野田勝彦君。

○4番(野田勝彦君) ありがとうございます。今後とも、また適切な実施を続けていただきたいと思えます。

最後になりますが、学校における、多分中学校でございますが、部活動の指導について伺いたいと思えます。

最初お断りしたいんですが、一般の質問通告書に、県教委からの「通達」と書きましたけども、「指針」として訂正させていただきたいと思えます。

岐阜県教育委員会から、部活動に関する指針が出ました。これは、これから児童生徒が減少し、それに従って学校の指導する教員のほうも減少していくでしょうが、そうした状況への対応として、今後の部活動のあり方として出されたものなんでしょうが、ただ、内容は、従来から大変問題になっております部活動の量的と申しますか、時間的に非常に大きな過重状態になっているんじゃないかという問題が背景にはあると思えます。

それは、一つは生徒が土曜日、日曜日、休日も休めることなく、ずっと活動しなきゃならないと、そういう状況、休む暇がない。あるいは、通常の日においても、かなりおそくまで練習をしなきゃならない。これは、一方で中体連などの試合を目指して、勝利を目指すとなるとやむを得ん面も出てくるかもしれませんが、しかし、一方では全ての生活を部活づけにということも、かなり問題をはらんでいるのではないかと思います。

また、指導する教員のほうも、よく言われますように、これ、マスコミ用語でしょうけども、「究極のサービス残業」なんて言われております。放課後、部活の指導で長時間勤務し、終わってから職員会議、さまざまな会議、夜8時、9時、10時にもなる。そんな中学校の様子も伝えられております。

そんな意味で、現在の中学校における部活の様子や、あるいは教員の指導の状態、ある程度超過勤務の状態、こういうのがどうなっているのか。また、これからこの県の指針について、どのように対応されるのか。時間もないですので、簡潔によろしくお願いします。

○議長(渡辺友三君) 答弁を求めます。

教育長 石田誠君。

○教育長（石田 誠君） それでは、指針にかかわることで、市内の中学校の部活動、それからよく混同されやすいんですが、総合型地域クラブ、さらに保護者が運営するクラブと、この3種類があることをまず御理解をいただいて、郡上市においては、学校が小規模になってきておりますので、部員や教員の数も少なくなっております。

その中で、複数の顧問が配置できない部活動については、市内の55、部活がありますが、複数で行われるところは23部、43%については複数で行えるということです。

さらに、部員が少なく、中体連の大会等にそのチームでは出せない、出れないというところで、合同で部活動を実施しているところが、ことしの4月の時点では2件ありました。八幡西中と明宝中のバレーボール部、それから大和中と白鳥中のソフトボールということですが、1年生が入ってきたことによって、八幡西と明宝についてははかろうじてチームができて、単独で出れるという状況だということです。

それから、最近の様子については、生徒のニーズから、保護者が経営する、運営するクラブについては、複数校で生徒が所属する部がふえてきておりますし、所属する部活動や行ってるクラブの活動は、ボーリングとか空手とかダンスとか、いろんな多種多様になっているということと、それから、文科系の部活動の割合もかなり多く占めるようになってきています。

さらに、運動系の部活動に入部している生徒についても、競技志向、もっとやりたいという生徒と、お楽しみ志向、仲よく活動したいというような二極化が見られ、平日には部活動をやっているけど、休日については、クラブに入らないで、そういう生徒もいます。

そこで、郡上市においては、部活動については、土日は学校の部活動として活動をしておりません。よって、平日のところにおいて、部活動をやることについては、大体週に二、三日の部活動で、部活動としての負担は少ないかと思えます。

ただ、その活動を補う意味で、保護者主体のクラブ活動を実施しております。これについては、土曜日に、また日曜日に実施しているところが非常に多いです。その関係で、部活動の指導者以外の社会人の方が指導をされることもありますが、その社会人が見つからない部分については、部活動を担当している教諭が、そのままクラブの土日やる場合があります。しかも、そのところに社会人の方が補助として複数入っていただけない場合については、野田議員指摘のように、その教諭に限っては過重負担になるかなと思えます。

また、あえて土曜日の部活動を望んでいて、部活を一生懸命、クラブをやりたいという教員がいることも事実でございます。

また、夏休み等の長期休みにとっては、部活動としては10日以内におさめるようなことを勧めております。

そういうことを鑑みて、今後も郡上市の行っている郡上方式の平日の部活動、それから、土日については、クラブの活動で、それぞれのニーズに合わせた活動をやっていくこと、さらにニーズに応えるような合同部活動を進めていく必要があることと、それから、クラブについても、今後、いろんな学校が共同で動けるよう、また、そういう動きが広まっていくということです。

あと、指摘があった子どもやそれから指導者の態度や指導の仕方についてですが、郡上市については、郡上市少年スポーツ団体憲章というのを立ち上げて、それによって、勝利至上主義ではなくて、生涯を通じて運動やスポーツに親しむ運動好きな子を育てていくこと、また、地域の活況に寄与できるような選手の育成に努めていくこと、そういうことをうたっておりますので、この憲章の具現を進めていくように、指導者の指導を充実させていきたいと考えております。

以上です。

(4番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 野田勝彦君。

○4番(野田勝彦君) 時間超過しまして、まことに申しわけございません。以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(渡辺友三君) 以上で、野田勝彦君の質問を終了いたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長(渡辺友三君) これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。長時間にわたり御苦労さまでございました。

(午後 3時13分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 渡 辺 友 三

郡上市議会議員 田 中 康 久

郡上市議会議員 森 喜 人